第28回定期総会次第

１．開会

２．議長団選出・議長就任あいさつ

３．総会書記長ならびに書記、資格審査委員、総会運営委員の任命

４．会長あいさつ

５．来賓祝辞　　連合、立憲民主党、国民民主党、社会民主党、中央労福協、労金協会
こくみん共済 coop

６．祝電、メッセージの紹介

７．資格審査委員長報告・総会成立宣言

８．総会運営委員長報告

９．２０２３年度一般活動報告

10．２０２３年度会計決算報告・監査報告

11．議案提案及び質疑応答、採決
第１号議案　　２０２４年度運動方針（案）について
第２号議案　　２０２４年度予算（案）について
第３号議案　　２０２４年度政策・制度要求（案）について
第４号議案　　第２次組織拡大プラン
第２期(2024～2025)アクションプラン（案）について

12．総会宣言（案）

13．総会書記長ならびに書記、各種委員の解任

14．議長団降壇

15．閉会・団結ガンバロー

以上

２０２３年度

一般活動報告

２０２３年度一般活動報告

――― この一年を振り返って ―――

ロシアのウクライナへの侵攻、イスラエルによるガザ地区(イスラム組織ハマス)への過剰報復は、停戦の兆しがなく非道な虐殺が絶えません。日本は他国の風潮に流されることなく、一日も早い停戦を求めるとともに、今こそかけがえのない平和を守っていかなければなりません。

国内では、円安の流れが止まらず、物価上昇のなかで私たちの生活は厳しいものになっています。特に 65 歳以上の一人暮らしの女性の相対的貧困率が 44.1%にのぼっています。高齢女性の貧困は「自己責任」ではなく、社会の構造的な問題が続いてきた結果であることを自覚し、真のジェンダー平等を社会の中に定着させる時がきています。

6 月からの所得税と住民税の定額減税は、27 年度までの 5 年間で 43 兆円の防衛費確保のために、25 年度以降は増税となり、政府が強調する「減税」は瞬間的であることが明らかです。防衛費の倍増は社会保障費へのしわ寄せとなり、医療費の改定などで高齢者の負担増となっています。社会保障財源を圧迫することに直結する防衛費の倍増は、撤回を求めていきます。
24 年度の報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられましたが、次期改定を待たずに、速やかに復元改善するよう取り組みます。

自民党派閥の裏金事件で、政治資金規正法が改正されましたが、具体的な制度設計は今後の検討になり、実効性が不確かな内容になっています。「政治とカネ」の問題は、政治資金パーティの扱いだけでなく、企業・団体献金を廃止し、政治資金の使途を透明化することが核心です。今こそ野党が結束して改革の実現を迫るべきです。

退職者連合は、「健康保険証廃止の撤回を求める」団体署名に取り組み、さらに「健康保険証の廃止の延期を求める」意見書採択の取り組みを進めてきました。
マイナンバーカードを巡るトラブルは相変わらずで、「マイナ保険証」の利用率は 7%台(24 年 5 月)にとどまっています。移行まで半年を切りましたが、政府に対して国民の声を真摯に受け止めるよう求めていきます。

特定秘密保護法が強行採決され(2013年)、私たちは「廃止を求める団体署名」を展開してきました。今国会で重要経済安保情報保護法が成立し(2024 年 5 月)、「適正評価」(身辺調査)が民間にまで拡大することとなり、発動要件は政権の恣意に委ねられようとしています。さらに「地方自治法改正」で地方の解決力や実情を軽視するような、政府の裁量によって民意を無視したやり方には抗議していきます。

Ⅰ. 2023 年度政策・制度要求運動について

1. 年度要求の取り組みについて

退職者連合は、「第 27 回定期総会」で決定した 2023 年度政策・制度要求の実現に向けて、以下のとおり政府要請と政党への協力要請を行いました。

＜資料 1＞

(1) 中央での取り組み

①厚生労働大臣要請

8 月 21 日、厚生労働省総括審議官室において、人見一夫会長から加藤勝信厚生労働大臣宛の要請書を黒田秀郎総括審議官に手交しました。

②財務大臣要請

8 月 24 日、財務省要請を行いました。財務省は主税局参事官室、国際租税企画室、税制課、総務課の担当官が対応しました。

③国土交通大臣要請

8 月 23 日、国土交通省要請を行いました。国交省は総合政策局、都市局自動車局へ要請を行いました。国交省からは、住宅局、総合政策局、道路局、都市局の担当官が対応しました。

④農林水産大臣要請

9 月 12 日、農林水産省要請を行いました。農林水産省からは大臣官房政策課の石丸調査官、石崎企画官が対応しました。

⑤内閣府特命担当大臣要請

内閣府への要請は内閣改造の時期などで文書回答になりました。

⑥子ども家庭庁への要請

10 月 31 日、「子育ての社会化・次世代育成支援策の充実」について、こども家庭庁に要請しました。こども家庭庁からは、成育局総務課企画調整係の野崎光利係長が対応しました。

⑦政党への協力要請

各政党への協力要請については、人見一夫会長はじめ、事務局長、副事局長、常任幹事を中心に立憲民主党 8 月 22 日、国民民主党 9 月 12 日、社民党 8 月 22 日、公明党 9 月 14 日に行いました。

(2) 厚生労働省要請に関する「要求と回答」について

厚生労働省実務担当官から「2023 年政策・制度要求」の回答があり、第 2 回幹事会(10 月 18 日)報告しました。

(3) 地方での取り組み

地方退職者連合に対しては、2023 年 8 月 9 日付けの発文で自治体への政策要求の取り組みを要請しました。その結果、多くの自治体要請への取り組み報告がありました。

各地方退連の要求内容と、それに対する各自治体の回答を「2023 年度政策・制度要求と回答」に集約、第 4 回幹事会(2024 年 3 月 13 日)で報告しました。

＜資料 2＞

2. 第 213 回通常国会に向けた取り組みについて

第 213 回通常国会に向けた重点政策要求を、第 3 回幹事会(1 月 17 日)で確認し、「第 213 回通常国会に向けた政策・制度要求」を各政党に要請しました。要請には人見会長、常任幹事、事務局を中心に、各党の代表・幹事長・政策責任者に対し、立憲民主党、国民民主党、公明党は 2 月 15 日、社民党 2 月 20 日に行いました。

＜資料 3＞

3. 2024 度税制改正に向けた(立憲・社民・無所属)ヒアリングについて

11 月 23 日、2024 年度税制改正に関する会派(立憲・社民・無所属)厚生労働部門のヒアリングが行われ、立憲民主党からは早稲田ゆき衆議院議員(厚労部門長)、小川淳也衆議院議員、井坂信彦衆議院議員、阿部知子衆議院議員、石橋みちひろ衆議院議員、打越さくら参議院議員、ほか数名が参加しました。

退職者連合からは人見会長、野田事務局長、宇田川副事務局長、大内副事務局長、川端常任幹事が参加しました。

退職者連合は①個人所得税②法人税③消費税④国際連帯税⑤地方税⑥タックス・ヘイブンの 6 項目の要求を要請しました。特に「所得税の再分配機能の強化」「ふるさと納税の廃止」「PCR 検査の無料化、補助金の支出」を要請しました。

4. 「令和 6 年能登半島地震」に対する取り組みについて

2024 年 1 月 1 日夕方、石川県能登地方を震源とするマグニチュード 7.6、震度 7 大地震が発生し、家屋倒壊、火災発生、道路の寸断、がけ崩れなどにより、生活インフラが危機的状態となりました。

退職者連合として、被災された会員とその家族の援助及び被災地の復旧・復興に向けた声明を発信するとともに、連合本部と連携した対応として被災地救援の「緊急カンパ」に取り組んできました。

＜資料 4＞

5.「健康保険証廃止の撤回を求める」団体署名の取り組みについて

第 27 回定期総会で確認した「2024 年秋に予定されている健康保険証廃止の撤回を求める団体署名」の取り組みを行い、厚労省 2794 筆、デジタル庁 2791 筆の団体署名を集め、11 月 7 日、13 日に厚労省およびデジタル庁へ手交し要請しました。

＜資料 5＞

6.「地方議会に健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める取り組み

「マイナ保険証」については、国民の不安が払拭され、理解が得られるまでは健康保険証を存続させることを求める請願を、地方議会から衆議院・参議院および関係行政庁に対して意見書を提出する取り組みを進めました。

＜資料 6＞

7. 学習会の開催について

(1) 2023 地方代表者会議(9 月 20 日)を開催し、「メディアの状況-最近の報道から」をテーマに東京新聞記者の望月衣塑子さんを講師に講演会を開催しました。

望月さんは、「今はメディアだけでなく文化人、映画、芸能人もみな萎縮してしまっている。だけど、こういう時こそ、今の政権を真正面から批判できる文化や芸術、メディアが育たなくてはいけない」と述べました。

(2) 2023 全国高齢者集会(9 月 19 日)を文京シビックホールで開催し、多摩大学の寺島実郎学長を講師に「世界の構造変化と日本の未来」～ジェロントロジー(高齢化社会工学)とは何か～と題して講演を行いました。

寺島さんは、今、一番日本にとって戦略的に大事なのは、異次元の少子化社会という議論を越えて、異次元の高齢化社会にどう立ち向かうのかが重要であって、少子化と高齢化は相関している。何故なら、有効投票の 6 割が高齢者という時代が迫ってきているわけで、高齢者の圧倒的な支持を受けるような戦略的政策論を展開していくことが、重要なカギになるからです。

あらゆる戦略は、人口論に始まり、人口論に終わります。2023 年で 80 歳以上が 1253 万人、65 歳以上が 3622 万人。「退職者連合は 700 万人を目指してもらいたい」と話しました。

(3) 「介護保険制度をめぐる動向」について学習会(11 月 22 日)を連合本部 3 階 AB 会議室で開催しました。講師は連合本部生活福祉局の小林司局長で「介護保険制度をめぐる動向」についてと題し「１号保険料負担の在り方」、「利用者負担

割合の基準」、「多床室の室料負担」など第 9 期計画に向けた検討状況の説明、それに関る介護サービス利用状況への影響などについて報告しました。

(4) 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」についての学習会を開催しました。第 3 回幹事会(1 月 17 日)終了後、西村智奈美衆議院議員を講師に迎え、超党派による「認知症基本法」の作成時の経過と主要な論点について講演をしていただきました。

「認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会」に向けて、「共生」と「予防」を車の両輪と位置づけて様々な社会モデルに繋がっていくと話しました。

(5) ジェンダー平等第 12 回学習会(3 月 6 日)を連合会館 2 階大会議室で開催しました。

産別・関連退連から Web 参加者を含め全体で 170 名以上が参加しました。主催者を代表してジェンダー平等推進委員会の森嶋正治委員長の挨拶、連合総合政策推進局の小原成朗総合局長から挨拶を受けました。

学習会は、富山大学非常勤講師の斉藤正美さんが「ジェンダー平等はなぜ後退してきたのか」をテーマに、「ジェンダー平等とは何か」「ジェンダー平等を後退させてきた要因」「宗教右派や安倍政権による影響」など今後どう対抗したらいいのか幅広い視点から講演しました。

8. 連合との調整会議

(1)政策調整会議

①2024 年 2 月 5 日、「第 213 回通常国会に向けた政策・制度要求」について意見交換を行いました。

②2024 年 5 月 23 日、「2024 年度政策・制度要求」について意見交換を行いました。

(2) 連合会議への参加

連合の政策委員会、社会保障政策担当者会議、組織委員会、ジェンダー平等・多様性推進委員会に、担当副事務局長がオブザーバー参加しました。

Ⅱ. 組織拡大・強化について

「第 1 期（2022～23 年度）アクションプラン」に沿って、2 年目の取り組みを進めるとともに、「第 1 期アクションプラン」の取り組み状況を把握するためのアンケートを実施し、その総括を踏まえて「第 2 期（2024～25 年度）アクションプラン」を策定しました。

また、現役組織と連携した取り組み及び連合各種委員会に参加して、退職者連合の活動内容の紹介や会員拡大に向けた要請を行ってきました。

組織拡大の取り組みや好事例等を組織全体で共有するために、組織委員会に地方組織ブロック代表に参加していただき意思疎通を図ってきました。

「ふれあい情報」や各種資料を全組織に配布して、取り組みの徹底や加入組織・会員への周知などに努めてきました。

Ⅲ. 主要な取り組みについて

1.「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例」について

内閣府主催の「2023 年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例」事業で退職者連合はエイジイジレス・ライフ実践事例(個人)と(団体)を推薦しました。

2. 労働者自主福祉運動との連携について

中央労福協の幹事会、労組会議などの機関会議に構成員として参加するとともに、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減などの課題やライフサポート事業などの課題に連携して取り組みました。

Ⅳ . 政治の流れを変える取り組みについて

第 50 回衆議院選挙、第 27 回参議院選挙、都道府県知事選挙及び政令指定都市・市長選挙について、連合が推薦した候補者を退職者連合としても推薦することを決定し当選に向けて活動します。

Ⅴ. 主な機関会議の開催について

1. 幹事会について

第１回　2023 年　８月 31 日(水)13：30～連合会館
第２回　2023 年 11 月 22 日(水)13：30～連合会館
第３回　2024 年　１月 17 日(水)13：30～全電通労働会館
第４回　2024 年　３月 13 日(水)13：30～連合会館

第５回　2024 年　５月 15 日(水)13：30～連合会館
第６回　2024 年　６月 19 日(水)13：30～連合会館

２.三役会について

第　１回　2023 年　８月 31 日(水)11：00～連合会館
第　２回　2023 年 10 月 18 日(水)11：00～連合会館
第　３回　2023 年 11 月 22 日(水)11：00～連合会館
第　４回　2023 年 12 月 13 日(水)15：00～連合会館
第　５回　2024 年　１月 17 日(水)11：00～全電通労働会館
第　６回　2024 年　２月　７日(水)11：00～連合会館
第　７回　2024 年　３月 13 日(水)11：00～連合会館
第　８回　2024 年　４月 17 日(水)11：00～連合会館
第　９回　2024 年　５月 15 日(水)11：00～連合会館
第 10 回　2024 年　６月 19 日(水)11：00～連合会館
第 11 回　2024 年　７月 16 日(水)11：00～連合会館

３．2023 年度地方代表者会議

と　き　　9 月 20 日(水)9:00～
ところ　　東京グリーンパレス
内　容　　学習会
テーマ　　「メディアの状況---最近の報道から」
講　師　　望月衣塑子さん　東京新聞記者
報告・提案及び意見交換
(1)2023 年度運動方針の具体化について
(2)2023 年度政策・制度要求実現に向けた取り組みについて

４．2024 年全国事務局長会議

と　き　　2024 年 2 月 7 日(水)13:30～
ところ　　連合会館 2 階大会議室
内　容
(1) 第 213 回通常国会に向けた要求について
(2)「地方議会に健康保険証廃止の撤回を求める意見書」の採択を求める請願の取り組みについて
(3) 組織強化・拡大の取り組みについて
(4)「2024 年度「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例」の募集について
(5) 意見交換

５．ブロック代表幹事意見交換会

と　き　　2024 年 2 月 7 日(水) 2024 年全国事務局長会議終了後

ところ　　連合会館 2 階 大会議室
内　容
(1) 組織委員会から組織拡大・組織強化の取り組みについて
(2) 財政基盤検討委員会から財政の現状と検討の方向性について
(3) 意見交換

６．2024 全国組織代表者会議

と　き　　2024 年 7 月 16 日(火)13:30～
ところ　　連合会館 2 階大会議室
内　容　　学習会
テーマ　　「財政検証報告から年金改正に向けて」
講　師　　厚生労働省 年金局年金課　若林健吾 課長
(1) 第 28 回定期総会「議案」関係について
(2) 2024 年政策・制度要求(案)について

Ⅵ. 委員会の開催について

１．財政基盤検討委員会について

第 1 回　2023 年 9 月 20 日(水)11：30～　東京グリーンパレスＢ１
①目的の確認
②検討期間と内容について
③今後の進め方について
第 2 回　2023 年 11 月 1 日(水)14：00～16：00　連合会館
①目的の確認
②検討期間と内容について
③今後の進め方について
第 3 回　2023 年 12 月 12 日(水)14：00～16：00 連合会館
①財政見直しの検討課題について
第 4 回　2024 年 2 月 13 日(火)14：00～16：00 連合会館
①財政見直しの検討課題について
第 5 回　2024 年 3 月 21 日(火)14：00～16：00 連合会館
①「財政基盤検討委員会答申」（案）について

２．2023 年度役員推薦委員会について

第 1 回幹事会(8 月 31 日)において、役員選挙規則第 5 章役員推薦委員会第 21 条(役員推薦委員会第 21 条役員推薦委員会の設置と定数)、ならびに第 22 条(役員の選出と任期)により、次のとおり役員推薦委員会を設置しました。

内山礼子　　（全国退職者女性教職員の会）
大野弘二　　（ＪＡＭシニアクラブ）
川端邦彦　　（全日本自治体退職者会）

川辺　優　　（情報労連 NTT 労組退職者の会）
操谷孝一　　（基幹労連シニアクラブ）
平岡良久　　（日本退職教職員協議会）
（以上、委員の氏名はあいうえお順）
野田那智子　（日本退職者連合）

(1)第 1 回役員推薦委員会(2023 年 8 月 31 日)
役員推薦委員の確認と委員長、副委員長の選出と副事務局長選出について

(2)第 2 回役員推薦委員会(2023 年 9 月 19 日)
副事務局長選出について

(3)第 3 回役員推薦委員会(2023 年 10 月 16～17 日持ち回り委員会)
副事務局長選出について

３．政策委員会について

第 1 回　2023 年 12 月 13 日(水)13：30～15：00 連合会館
①2024 年通常国会に向けた政策・制度要求について
第 2 回　2024 年　1 月 17 日(水)10：00～11：00 全電通労働会館
①2024 年通常国会に向けた政策・制度要求について
第 3 回　2024 年 3 月 13 日(水)10：00～11：00 連合会館
①2024 年度　政策・制度要求について
第 4 回　2023 年 12 月 13 日(水)13：30～15：00 連合会館
①2024 年度　政策・制度要求について

４．組織委員会について

第 1 回　2023 年 12 月 13 日(水)10：00～11：00 連合会館
①第 1 期組織拡大アクションプランの状況について
第 2 回　2024 年　4 月 17 日(水)13：30～15：00 連合会館
①第 1 期組織拡大アクションプランの総括について
②第 2 期アクションプラン（素案）について
③第 28 回定期総会議案「組織強化・拡大について」
第 3 回　2024 年　6 月 19 日(水)12：00～13：00 連合会館
①第 2 期アクションプラン（案）について
②第 28 回定期総会議案「組織強化・拡大について」

５．　ジェンダー平等推進委員会について

第 1 回　2023 年 10 月 18 日(水)10：00～11：00 連合会館
①第 12 回学習会の開催について
第 2 回　2024 年 2 月 7 日(水)10：00～11：00 連合会館
①ジェンダー平等アンケートの実施について
②第 12 回学習会の開催について
第 3 回　2024 年 4 月 17 日(水)10：00～11：00 連合会館

①ジェンダー平等アンケート結果について

○連合ジェンダー平等委員会との意見交換会

2023 年 12 月 13 日(水)11：30～13：00 連合会館

①ジェンダー平等の取り組みについて

６．2023 年度役員-顧問、構成組織(産別・関連退連、地方退連レ地方プロック及び専門委員会委員について

〈資料参照〉

１．本部、構成組織、地方ブロック

・本部役員
・産別関連退職者連合(代表者・事務局長)
・地方退職者連合(代表者・事務局長)
・地方ブロック(代表者・事務局長)

２．専門委員会

・政策委員会
・組織委員会
・ジェンダー平等委員会

資 料 関 係

政策・制度要求関連

宣言、声明、アピール、見解等

退職者連合本部役員・顧問

構成組織役員（代表者・事務局長）

地方ブロック（代表者・事務局長）

専門委員会委員

＜資料１＞

2023年度政策・制度要求 政府要請と政党協力要請

1. 社会保障機能強化のための改革とその財源確保

社会保障諸制度の機能強化のために改革を進めること。それに要する財源確保のため基幹三税を軸とする適切な税負担と能力に応じた社会保険料負担とすること。

制度改革とその財源確保を円滑に進めるために納税者・被保険者と誠実に協議し、合意形成を図ること。

2. 年金保険制度の維持・改善

(1)短時間労働者の被用者年金保険加入拡大

短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。

また、著しい短時間労働、または低賃金で通常の被用者年金の適用が難しい者について、「事業主のみが保険料支払い、受け取る年金額は半分」という仕組みの導入を検討すること。

3. 医療制度

(1)新型コロナウィルス対策と公衆衛生

感染症法上の「5類」への移行に当たっては、相談・検査・検診・入院調整等の態勢整備など、医療資源を見直し、直面する事態に対応できるよう体制を整備すること。

(2)３年余りにわたる感染症対策の真摯な総括の上に立ち、その結果を第８次地域医療計画に反映させて対応策の体系的な整備に努めること。

4. 介護保険制度

(1)被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者は18歳未満を除く医療保険加入者全体に拡大すること。従来障害者総合支援法による給付を利用してきた者が介護保険に加入した場合、水準低下を起こさないよう福祉給付を維持すること。

(2)認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の創設

要介護Ⅰ、Ⅱの高齢者に対するサービスを市町村総合事業に移行しないこと。また、在宅高齢者の生活を支えている訪問介護における「身体介護」「生活援助」を分断することなく一体的に連携するサービス体系とすること。

(3)介護保険部会による見直し提案事項

介護保険部会等で議論され、結論が先送りになった次の事項は撤回すること

① 「現役並み所得」「一定以上所得」の負担増
② 「補足給付」見直し
③ 「多床室の室料引き上げ」
④ ケアマネジメント利用者負担
⑤ 軽度者へのサービスの総合事業化

5.貧困・低所得者対策

(1) 生活を直撃する物価高騰対策

①物価高騰への緊急対策として、低賃金労働者、低年金者、子育て世帯、生活保護世帯、勤労学生などへのきめ細かな現金給付を中心とした支援を実施すること。

②健康で文化的な生活を保障するための育児・教育、住宅、医療などに関わる公的な給付の充実を図ること。

6.マイナンバー・カードの健康保険証利用

マイナンバー・カードの取得は本人の選択に基づくという原則を順守し、健康保険証をマイナンバー・カードに置き換えないこと。

7.税　制

(1) 個人所得税

① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。

② 人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。
年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。

③ 請負名目のギグ労働について、給与所得に準ずる控除を検討すること。

(2)法人税

① 国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任をはたす税率とすること。

② デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止する税制を整備し、公正に課税すること。

(3) 消費税

① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、不公平税制を是正した所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。

② 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

(4)国際連帯税

途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる国際連帯税として金融取税（ＦＴＴ）の導入について検討すること。

8. 社会保障としての住宅

(1) すまいの保障―住宅困窮者の社会的解消

人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系とすること。特に、低所得高齢者の安心な住まいの確保のため関係法・制度を総合して、地域共生社会・地域包括ケアネットワークの軸になる安心して暮らせる居住の場を社会的に整備、充実すること。

① 新住宅セーフティネット法に基づく、「高齢者・障害者・子育て世帯 などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録」の拡大、「バリアフリー化のためなどの登録住宅改修・入居者への経済的支援」、「要配慮者居住支援」について実施状況を分析の上、周知と事業充実をはかること。

② 公営住宅について需要調査にもとづき増設すること。

③ 単身高齢者がしばしば困難に直面する入院・入居・居住継続時の身元 保証等について、自治体と協力して地域居住支援事業・居住支援協議会・地域支援事業などの活用など、当事者本位で問題解決できる相談・支援・情報提供の施策を推進すること。

9. 地域公共交通を軸とする移動保障の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

(1) 国・自治体が一体となった取り組みを進めること

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、

まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

(2) バリアフリーへの取り組み

高齢者・障害者などの移動を円滑にするバリアフリー施策を加速すること。

(3) 道路交通環境の改善

バスなどの道路交通環境改善について、バス専用・優先レーンの設置、公共交通車両優先システムによる改善をさらに進めること。また、安全輸送を確保するためバスベイ・停留所の整備をはかること。

増加している電動キックボード（特定小型原動機付自転車)、宅配用自転車等がバスの安全・定時運行の障害になっている現状を把握し、道路環境改善・マナー教育など対策を講ずること。

(4) 運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

10. ジェンダー平等

(1)「第５次男女共同参画基本計画」の実施、社会制度・慣行の見直し

① ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法にもとづく「第５次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。

② 学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。

③ 政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

④ 家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。

⑤ 女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、就労女性の待遇改善と正規雇用化への対応をはかること。

(2) 女性の社会的尊厳の確立に向けた施策推進

① ＤＶや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのために「ＩＬＯ第１９０号条約」の批准を進めること。

② 一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期実現すること。

(3)「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准

女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択

議定書」の早期批准を実現すること。

(4)「ＩＬＯ１１１号条約」の早期批准

国内法を整備し、「ＩＬＯ１１１号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止)」の早期批准をはかること。

11. 低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求

(1) 高齢女性の貧困の原因である雇用における賃金・待遇の不平等や役割業意識の解消をはかること。

(2) コロナ禍で更に深刻化した高齢女性の貧困の解消に取り組むこと。

＜資料２＞

退連発第２３－０２５号
２０２３年 ８月 ９日

地方退職者連合　会　長　様

日本退職者連合
会　長　人 見 一 夫

政策･制度要求運動の展開について

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、退職者連合は、７月１９日の第２７回定期総会で、「２０２３年度の政策・制度要求」ならびに「低所得高齢単身女性問題に関する政策･制度要求」を決定しました。それぞれの地方、地域・地区において自治体要請、議員要請等の行動を展開していただくようお願いします。なお、運動展開にあたっては、可能な限り当該地方連合会との連携を密にして取り組まれるようお願いします。

記

1.政策･制度要求運動の重点

「２０２３年度政策・制度要求（地方自治体要求指針を含む)」ならびに「低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求」に重点を置くこととしますが、可能な限りそれぞれの地方･地域が抱える課題を加えてください。

なお、低所得高齢単身女性に関する要求は、社会保障制度等の要求と重なる部分がありますので、要請書作成に当たっては、社会保障制度等と一括して整理することも可とします。

２．運動の重点期間

都道府県ならびに市区町村への要請、議員要請などは、遅くとも本年１２月末までに終えるよう努力することとし、可能な限り当該地方連合と協力して実施するようお願いします。

３．取り組みの集約

２０２４年1月３１日までに、別添の様式によりご報告ください。集約結果は全国事務局長会議（２０２４年2月７日）に報告します。

以上

政策・制度要求運動の実施について（報告）

<u>２０２４年１月３１日までにメール、またはＦＡＸでご報告下さい</u>。

都道府県組織			
記　入　者		記入日	月　　日

要請	都道府県への要請 （下記を〇で囲んで下さい）	市区町村への要請（要請した市区町村名をご記入ください。書き切れない場合は別紙添付でお願いします。）	
	１．退職者組織単独で ２．「連合」と共同で ３．その他	市＝ 区＝ 町＝ 村＝	
	都道府県への要請月日 月　　日	市区町村への要請予定の有無	有　　無
要請内容	該当する番号を〇で囲んでください。（複数可）		
	１．当該都道府県に関係する政策・制度課題のみで行った。 ２．退職者連合２０２３年度政策・制度要求のみを行った。 ３．低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求」も行った。 ４．退職者連合の要求に当該都道府県の課題をあわせて行った。		
要請先の対応	対応者の役職 （お名前は不要です。）		
	★要請に対する回答要旨（書き切れない場合は別紙添付でお願いします。）		
議員・政党	国会議員名（党派）	都道府県市区町村会議員（党派）	

＜その他、お気づきのことがあれば別添でお送りください。＞

２０２３年度政策・制度要求に関する要請行動〈 2024.5.15 段階 〉

１．地方自治体要請状況

北海道、青森、岩手、宮城、山形、福島、栃木、茨城、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、新潟、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

２．要請の形態

（１）退職者連合単独

北海道、宮城、山形、福島、栃木、茨城、千葉、神奈川、長野、静岡、岐阜、三重、新潟、石川、滋賀、京都、大阪、兵庫、香川、愛媛、福岡、長崎、熊本、宮崎

（２）連合と共同要請

青森、岩手、山梨、愛知、福井、岡山、鳥取、山口、徳島、佐賀、鹿児島、沖縄

（３）その他（県議会議員）

高知

３．市区町村への要請

北海道=札幌市、石狩市、旭川市、留萌市、苫小牧市、網走市、根室市

青森=むつ市、つがる市、弘前市、青森市、八戸市、五所川原市

宮城=仙台市、富谷市、塩釜市、多賀城市、気仙沼市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、岩沼市、角田市、名取市、白石市、美里町、加美町、松島町、色麻町

山形=地区退連で対応

栃木=佐野市、足利市、栃木市、市長会、茂木町、町村会

茨城=水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、堺町、利根町、東海村、美浦村

千葉=千葉市、四街道市、市原市、袖ケ浦市、富津市、木更津市、君津市、旭市、匝瑳市、香取市、銚子市、東庄町、神崎町、多古町

神奈川=横浜市、川崎市、相模原市

新潟=長岡市、見附市、上越市

静岡=静岡市、焼津市、掛川市

愛知=名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、
津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、
江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、
高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、
弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、
大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、
設楽町、東栄町、飛島村、豊根村

岐阜=岐阜市、各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、北方町、
揖斐川町、神戸町、垂井町、安八町、大垣市、関市、美濃市、可児市、
美濃加茂市、郡上市、加茂郡町村会、東白川村、坂祝町、川辺町、七宗町、
八百津町、白川町、富加町、御嵩町、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、
中津川市、高山市、下呂市、飛騨市

三重=津市、松阪市、名張市、伊賀市、伊勢市

石川=金沢市、小松市、七尾市　　**京都**=京都市

大阪=大阪市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、吹田市、摂津市、茨木市、
高槻市、島本町、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、
四條畷市、東大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、
河内長野市、松原市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村、堺市、高石市、
泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、
阪南市、田尻町、岬町

鳥取=鳥取市、倉吉市、米子市、境港市　　**山口**=周南市、下関市

香川=高松市、さぬき市、東かがわ市、坂出市、丸亀市、善通寺市、三豊市、観音寺市、
三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町、琴平町、まんのう町

徳島=吉野川市、阿南市、三好市、美馬市、徳島市、阿波市、小松島市、東みよし町、
海陽町、牟岐町、美波町、那賀町、石井町、つるぎ町、神山町、北島町、上勝町、
勝浦町

愛媛=松山市、四国中央市、新居浜市、宇和島市、今治市、西条市

高知=高知市、南国市、香南市

福岡=福岡市、北九州市、糸島市、宗像市、古賀市、福津市、久留米市、大牟田市、
大川市、小郡市

佐賀=佐賀市、鳥栖市、唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、神埼市、鹿島市、多久市、
小城市、吉野ケ里市町、みやき町、基山町、玄海町、白石町、江北町、太良町、
有田町、上峰町、大町町

長崎=長崎市、佐世保市、諫早市　　**宮崎**=都城市、日向市

鹿児島=鹿児島市、垂水市、姶良市、霧島市、伊佐市、鹿屋市、曽於市、日置市、
いちき串木野市、志布志市、薩摩川内市、出水市、奄美市

４．要請内容

（１）当該都道府県に関係する政策・制度要求のみ

北海道、岩手、山形、福島、愛知、福井、大阪、岡山、山口、熊本、沖縄

（２）退職者連合２０２３年度政策・制度要求のみ

茨城、静岡、滋賀

（３）「低所得高齢単身女性に関する政策・制度要求」も要請

北海道、宮城、栃木、茨城、山梨、岐阜、新潟、京都、兵庫、鳥取、香川、徳島、愛媛、福岡、長崎、熊本、沖縄

（４）退職者連合の要求プラス当該都道府県の課題について要請

青森、宮城、山形、栃木、千葉、長野、静岡、岐阜、三重、新潟、石川、京都、大阪、兵庫、鳥取、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島

※「医療・介護制度の充実」等に関する要請書を提出　神奈川

５．議員要請

（１）国会議員

北海道　=勝部けんじ(立憲)、徳永エリ(立憲)、道下大樹(立憲)、松木けんこう(立憲)、荒井ゆたか(立憲)、おおつき紅葉(立憲)

茨城　=青山大人(立憲)、浅野哲(国民)、小沼巧(立憲)、堂込麻紀子(無所属)

神奈川　=中谷一馬(立憲)、牧山ひろえ(立憲)

愛知　=重徳和彦(立憲)、古川元久(国民)

（２）地方議員

北海道　旭川市=市議(8 人)

青森　**県議**=大澤祥宏(無所属)　むつ市=杉浦弘樹(立憲)
青森市=藤田誠(立憲)、蛯名和子(立憲)、奈良祥孝(立憲)、竹山美虎(無)
弘前市=成田大介(立憲)、赤平泰衛(立憲)、八戸市=山名文世(立憲)

岩手　**県議**=小西和子(立憲)、軽石義則(国民)　　**山形**　**県議**=高橋啓介(立憲)

宮城　**県議**=遊佐みゆき(立憲)、佐々木奈津江(立憲)、熊谷義彦(立憲)
仙台市=沼沢しんや(立憲)、樋口のり子(立憲)
気仙沼市=村上　進(無所属)、小野寺俊朗(無所属)
登米市=須藤幸喜(立憲)、沼倉利光(無所属)
栗原市=佐藤悟(立憲)、高橋勝男(立憲)

栃木 **県議**=山田美也子(無所属)　　**茨城** 立憲、国民、無所属

神奈川 横浜市=坂本勝司(立憲)、小粥康弘(国民)

岐阜 **県議**=伊藤正博(国民)ほか立憲民主党、国民民主党、連合岐阜推薦議員

新潟 **県議**=樋口秀敏(未来にいがた)

石川 立憲民主党、社民党、無所属

滋賀 連合滋賀議員団会議全員

兵庫 **県議**=迎山志保、橋本成年、黒田一美(県民連合)

鳥取 **県議会**=会派民主　　**山口** 連合山口推薦議員

香川 高松市=造田(立憲)、山西(立憲)、多田(立憲)、前川(国民)、米田(国民)
さぬき市=多田(社民)、中川(国民)、濱岡(国民)
東かがわ市=大藪(立憲)、山口(国民)、淀(国民)
丸亀市=横川(無所属)、加藤(無所属)、大西(立憲)、角野(無所属)
坂出市=小笠原(国民)　三豊市=三木(立憲)、西山(立憲)
観音寺市=篠原(立憲)　三木町=小島(立憲)、友保(国民)、溝渕(無所属)
宇多津町=沼田(国民)　多度津町=渡邉(立憲)　綾川町=福家(立憲)、川崎(立憲)
琴平町=寺岡(国民)　まんのう町=常包(無所属)

高知 高知市=神岡俊輔(社民)　南国市=今西忠良(社民)
香南市=川久保可不可(立憲)　土佐市=浜田太蔵、田村隆彦
いの町=山本荘一郎　本山町=吉川裕三、沢田康雄　土佐町=和田 勇

愛媛 **県議**=石川　稔(リベラル愛媛)
今治市=山岡健一(権輿会)　松山市=大亀泰彦(フロンティア松山)

長崎 **県議**=山口初寛(国民)、深堀 浩(国民)

熊本 **県議**=(立憲)4人

宮崎 **県議**=(立憲)、宮崎市議、都城市議、日向市議

鹿児島 鹿屋市議3人(無所属)、日置市議1人(社民)、いちき串木野市議2人(社民)

２０２４年　5月１５日 現在

県要請	３７
市区町村への要請	３３７
国会議員への要請	１４
地方議員への要請	９１
総数	４７９

以上

２０２３年度　政策･制度の特徴的な取組み事例の紹介

基本的には、社会保障政策・制度の年度要求を中心に要請し、各地域の課題を取り入れていることから、特徴的なものを挙げました。

２０２４年3月２５日現在

地方退連	要　求　事　項	回　　答
北海道	高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定について､｢特定放射性廃棄物の持込みは受け入れ難い」とする道条例の尊重を国に対して継続的に求めること。	道では、文献調査の開始にあたり、国に対し、北海道に特定放射性廃棄物を持ち込まないことや、丁寧な説明などについて、文書で申し入れを行ったところであり、申し入れの内容が着実に実施されるよう、引き続き対話を重ねてまいります。
青森	過疎化や路線バス運行の人手不足が急速に進み、移動手段が限られる高齢者等の「買い物弱者」の増加が懸念されているが、実証実験の内容と対応は？	いわゆる「買い物弱者」を対象として、地域に点在する食品スーパーを核とした買い物支援サービス網の構築に向けた取組を、令和４年度から進めています。八戸市で無料の買い物バスを運行する実証実験を３か月間(23.11～24.1)実施しています。
岩手	いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、実施を検討する団体等に適切な助言等を引き続き行うこと。また、必要な人に支援が行き渡るよう「子ども食堂」の周知を徹底すること。	県では、子どもの支援に取り組む団体や支援機関が参画する「子どもの居場所ネットワークいわて」にコーディネーターを配置し、参画団体の活動継続と充実のための情報共有、参画団体の活動内容や子どもの居場所に関する普及啓発等の情報発信、新規開設に係る立ち上げ支援、食材を提供したい個人・団体等と子ども食堂とのマッチングなどを行っています。開設・運営に関する支援や未実施市町村への働きかけの強化などにより、引き続き全市町村への設置に取り組みます。

山形	「子育てするなら山形県」を目指し、保育料の無償化を推進すること。	本県では、政府に先駆けて 0～2 歳児の保育料について令和 3 年 9 月から市町村と連携して無償化に向けた段階的負担軽減を実施しています。本事業では、0～2 歳児の国の基準「所得階層 8 区分」のうち、無償化されていない第 3 及び第 4 階層(推定年収 470 万円未満)の利用料の 2 分の 1 を交付金として市町村に交付しております。
福島	福島第一原発事故からの復旧復興対策	ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組で安全対策の実施が大前提。国に対し、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努めることに加え、異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、県民目線に立った正確で分かりやすい情報発信を行うことなどについて求めている。
千葉	ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第 5 次千葉県男女共同参画計画」を地域で着実に実施し、社会制度･慣行の見直しを推進すること。	令和 4 年度に第 5 次男女共同参画計画を策定し、審議会等の委員総数に占める女性委員の割合 40%以上にすることを目標に取り組んでおり、女性の参画機会の拡大を図ってまいります。〈君津市〉
長野	地域の中で認知症の人とその家族を支える「見守り・声かけ相談・支援」するためにも、気兼ねなく開示・相談できる仕組づくりを推進されたい。	地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを各市町村で養成しており、県内には9月末時点で262,809人のサポーターがいます。サポーターと認知症の人やその家族のニーズを繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」の整備を進めている状況です。
三重	ヤングケアラー問題にどのような対応を考えているのか伺いたい。	令和５年度は広く県民の理解を深めるためにフォーラムを開催するとともに、医療・教育・福祉等の支援者向けのハンドブックを作成し、関係機関等に配布したところです。支援ハンドブックを活用したヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を開催しています。
新潟	医師の確保も県として重要な取り組みであると思うが、どう対応されているのか伺いたい。	医学生に奨学金を出して６年間内部間研修を行い、医学生を支援して、９年間地域医療に従事してもらう仕組を設けています。これまで１０数人であった枠を来年度は７７人に増やし、新大でも数十の枠を設けています。新大医学部は日本の医学部で最も多い、１２０名にしてもらうこととしています。

京都	女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、就労女性の待遇改善と正規雇用化への対応を図ること。	女性活躍を支援する「京都ウィメンズベース」、雇用を支援する「マザーズジョブカフェ」、セーフティネット的役割を担う「京都府男女共同参画センター」の３所が連携し、相談者に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、専門窓口とも連携し、様々な困難・課題を抱える女性への支援をワンストップで実施しています。
大阪	認知症条例の策定について、どのように考えるのか。〈大阪市〉	認知症基本法ができて、今年の秋ごろに国の基本計画が策定されるので、それを受けて大阪市の推進計画をどうするか検討する。条例化は、基本法の施行状況を踏まえて、第 10 期に向けて検討する。
	小学校の授業での認知症の教育はあるのか。〈枚方市〉	認知症の知識を子どもの頃から教育していくことは大事だと感じていて、去年から認知症フレンドリーキッズ事業を小学校２校で実施した。
鳥取	公立学校・公共施設の和式トイレを洋式トイレとすること。	県立学校については、「県立学校老朽トイレ様式化整備事業」で作成した年次計画を基に、国庫補助金や起債を活用しながら、様式化を進める。市町村立学校については、既存の補助事業の活用に加えて、国補正予算による事業執行の積極的な活用を呼びかけるとともに、補助単価の嵩上げを国に要望するなど、整備率の着実な向上を支援する。
香川	太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を推進し、温室効果ガスの発生を抑制するとともに原子力エネルギーに依存しない社会をめざすこと。	本県においては、日照時間が長いという特性を踏まえ、再生可能エネルギーのうち太陽光発電を中心に導入を進めていくことが重要であると認識しております。一昨年４月に立ち上げた「香川県地域脱炭素推進協議会」で協議を重ね、昨年２月に策定した「香川県地域脱炭素ロードマップ」においても、「太陽光(熱)エネルギーを最大限活用」を重点取組分野として位置付け、県有施設への導入を進めるとともに、これまで取り組んできた住宅用太陽光発電設備の導入に対する助成制度に加え、新たに初期投資が不要な PPA やリース方式による「初期費用ゼロ太陽光」の普及促進に取り組んでいます。 原子力発電のあり方を含めエネルギー政策については、(中略)国の責任において判断されるべきものと考えています。

徳島	自転車用ヘルメットの購入助成について	徳島県の補助金制度が創設されたことを受けて、令和５年 10 月２日より購入額の半額（上限額 3,000 円）助成を実施している。〈牟岐町〉 本年８月購入より、高校生及び 65 歳以上の高齢者に上限 3,000 円の補助を行っている。〈海陽町〉
高知	ヤングケアラー実態を調査し、支援を進めること。	高知県がヤングケアラーの実態調査（令和４年６月～７月）を、県内全中高生（33,792 人）対象に実施しております。調査結果によれば、ヤングケアラーに該当すると思われる生徒は県内全中高生の 1.7%にあたり、その７割の中高生が、誰にも相談した経験がないとの回答でした。ヤングケアラーを早期に発見し支援につながるためには、周知啓発活動と、児童福祉分野だけでなく、高齢・障がい、医療、教育分野等と連携し、対応することが重要であると考えております。〈高知市〉
福岡	地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関である「地域包括支援センター」の中立公平性を確保するため、北九州市のように「地域包括支援センター」を直営するように市町村に助言すること。	全国の地域包括支援センターは、全 5,404 箇所のうち市町村直営は 1,060 箇所（20%）、委託は 4,254 箇所（80%）となっています（令和 4 年 4 月現在）。 県内の地域包括支援センターでは、全 216 箇所のうち市町村直営が 69 箇所（32%）、委託が 147 箇所（68%）となっています（令和 5 年 4 月現在）。 地域包括支援センターの運営形態（市町村直営又は委託）については、設置主体である市町村が地域の実情に応じて判断すべきものであり、県が市町村直営とするよう助言することは考えていません。
長崎	介護人材の育成と確保にむけた対策を明らかにすること。	具体的には、中高生に対して、県が認定した若手介護職員「介護のしごと魅力伝道師」による講話や職場体験バスツアーで介護の仕事の理解促進を図っているほか、ベトナムの学生と事業所のマッチングや、留学生への修学資金の貸与などにより外国人材の確保に取り組んでおります。

宮崎	貧困ビジネス化が危惧されている「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」、「宿泊付デイサービス」「長期ショートステイ」等について正確に設置・運営実態を調査し、利用者の権利擁護のため必要な指導・助言を行うこと。	「未届有料老人ホーム」については、定期的に実態調査を行い、有料老人ホームに該当する施設に対しては届出の指導を行うとともに、未届施設は県ホームページで公表を行っている。高齢者が安心してサービスを利用できるよう、引き続き事業者等の指導・助言に取り組んでまいります。
鹿児島	認知症の人による交通事故等の防止施策、家族に過重な損害賠償責任を負わせないための公費による保険加入を整えること。	認知症の人による交通事故等の防止施策や家族に過重な損害賠償責任を負わせないための公費による保険制度については、認知症施策を進める中で必要性について検討してまいります。〈志布志市〉

以上

＜資料３＞

第２１３回通常国会

政策・制度要求実現２・８院内集会

＜次　第＞

（司　会）宇田川 浩一

１．開　　会

２．主催者あいさつ　　人見　一夫　会　長

３．連帯あいさつ

（１）連　　合　　北 野 眞 一　副事務局長

（２）政党関係

立憲民主党　　泉　健太 代表

国民民主党　　玉木雄一郎 代表

社会民主党　　福島みずほ 党首

４．第２１３回通常国会における予定法案(社会保障分野)について

連合総合政策推進局長　　佐保 昌一さん

５．健康保険証廃止の撤回を求める地方議会の状況について

北海道・神奈川県・福岡県の状況について

６．集会アピール　　岩崎 長久　副事務局長

７．閉　　会

団結がんばろう　三唱　　人見　一夫　会　長

政策・制度要求 実現 ２・８院内集会アピール

１月１日の能登半島地震で多くの命が失われ、生活基盤が破壊されました。退職者連合としても復興支援カンパなど可能な支援を行っていますが、政府や関係機関には万全の対応を求めます。また、志賀原発が被災し数々のトラブルが明らかになっています。徹底した点検と立地の検証は必須で、原子力に依存しない再生可能エネルギー社会をめざすべきです。

自民党派閥の政治資金パーティをめぐる裏金問題で、不適切な会計処理の常態化が浮き彫りとなり、逮捕者もでました。政治資金規正法をないがしろにする不正は民主主議を否定するに等しく、断じて許されるものではありません。法改正など抜本的な改革を求めます。

岸田政権は、共同開発する戦闘機などの部品と技術を第三国へ移転することを認める指針を策定、完成品の輸出解禁についても与党協議が続いています。国民的議論もなく、武器輸出禁止原則をなし崩しにすることは許せません。また、沖縄の離島への自衛隊の拡大強化、地方自治を侵害し代執行によって辺野古新基地建設を強行する暴挙は看過できません。

第 212 回臨時国会で議論となった定額減税は、財政赤字を膨らませ、歳入の 3 割強が借金という 24 年度政府予算案になりました。社会保障費は 2.3%増で初の 37 兆円台となりましたが、負担増などの難題を先送りする政権の無責任さを露呈しています。「こども・子育て支援金制度」については、世代間対決にならないよう真摯な議論を求めていきます。

岸田首相は少子化対策を訴えていますが、性別役割分担で女性に家事・育児を押し付けない環境を整備することが大前提です。ジェンダー平等の推進、女性差別撤廃条約の選択議定書の早急な批准、同一価値労働・同一賃金の原則を広く浸透させることを求めます。

私たちは、健康保険証の発行を維持する団体署名に取り組み、関係省庁への要請などを行ってきましたが、政府は今年 12 月で廃止し「マイナ保険証」に原則一本化することを閣議決定しました。期限ありきの廃止を撤回し、置き換えを強制しないことを求めていきます。

長期化するロシアによるウクライナ侵略、戦闘が続くイスラエルとハマス、ミャンマーなどにおける人権侵害が後を絶ちません。私たち退職者連合は、基本的人権の尊重・平和主義・立憲主義・民主主義の確立を求め、本日、「政策・制度要求実現　院内集会」を開催し、2024 年通常国会に向けた取り組みを確認しました。集会終了後、厚労省要請、各政党へ協力要請を行い、「モノ言う退職者連合」「行動する退職者連合」として活動していきます。

現役の春闘交渉にエールを送るとともに、来る４月の補欠選挙では、連合推薦候補の必勝に向けて、現・退一致した取り組みを進めます。

２０２４年２月８日

日本退職者連合　政策・制度要求実現院内集会

＜資料４＞

令和６年能登半島地震災害の発生について（声明）

2024 年１月５日
日本退職者連合
会　長　人見　一夫

令和６年１月１日夕方、石川県能登地方を震源とするマグニチュード 7.6、震度７の大地震が発生した。

地震発生直後には、家屋倒壊、火災発生、道路の寸断、がけ崩れなどにより、生活インフラが危機状態となっている。

さらに北陸地方に大津波警報が出され、日本海沿岸全体に津波警報が発表されるなど、東日本大震災以来、甚大な被害となった。

当該地震災害により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに被災された会員・家族の皆様をはじめ、すべての皆様に心より御見舞いを申し上げる。

被災状況は、まだまだ明らかになっておらず、今もなお多数の人が避難所での生活を余儀なくされ、食料や生活物資が不足する中で不安な日々を送っている。

加えて、余震が断続的に発生している中でさらなる被害の拡大など予断を許さない状況が続いている。

政府は、「非常災害対策本部」の設置から災害対策基本法に基づく「特定災害対策本部」を立ち上げ、現地調査チーム派遣など人的・物的被災状況の把握と救命・救助に努めているが、人命第一での対応と早急な被災者支援対応を強く求める。

日本退職者連合は、被災された会員とその家族の援助及び被災地の復旧・復興に向けて、連合本部と連携した対応を積極的に取り組んでいきます。

産別・関連組織および地方退職者連合組織の皆様にも、積極的なご協力をよろしくお願いします。

以　上

退連発第 23-062 号
2024 年 1 月 11 日

構　成　組　織
　代　表　者　様

日本退職者連合
会　長　人 見　一 夫

＜緊急要請＞

「令和 6 年能登半島地震」に対する

「緊急カンパ」取り組みのお願い

連日の活動に敬意を表します。

退職者連合は、今回の地震に際して連合と連携して被災地救援の「緊急カンパ」を取り組みます。

つきましては、以下の要領でカンパの取り組みを緊急要請させていただきますので、会員・家族への情報発信を含め、ご協力をよろしくお願いします。

記

１．実施方法

（１）産別・関連退職者連合

会員・家族に情報を発信し、カンパへの協力をお願いする。

（２）地方退職者連合

①会員・家族に情報を発信し、カンパへの協力をお願いする。

②地方連合会が街頭で実施するカンパ活動に協力する。

２．振込み・集約

（１）①　振込み口座　中央労働金庫本店営業部

口座番号　普通預金　№. ０１９９３２６

②　口 座 名　「連合令和 6 年能登半島地震救援カンパ

事務局長　清水秀行」

③　領 収 書　金融機関での振込み時の振込票とする。

（振込手数料は各自負担となります）

（２）集　約（連合の集約日）　第１次集約　2024 年２月 15 日（木）

第２次集約　2024 年３月　４日（月）

＊退職者連合の集約は、上記時点において把握できたカンパ金額とします。

（３）拠出先　被災各県に対して、原則義援金として拠出する。　　以　上

ふれあい情報

2023 年 11 月 20 日（月）　第 372 号

■発　行　日本退職者連合
■発行人　野 田 那 智 子
■連絡先　〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

＜TEL＞ 03-5295-0507　＜FAX＞ 03-5295-0541　＜e-mail＞ ntr@sv.rengo-net.or.jp

「2024 年秋に予定される健康保険証廃止の撤回を求める団体署名」

厚生労働大臣及びデジタル大臣に手交！！

第27回定期総会で特別決議として確認以降、産別・関連退連、都道府県退連の皆様にご協力をいただいた団体署名を各大臣宛てに手交しました。

左側より、厚労省竹内課長、野田事務局長、デジタル庁上田参事官、人見会長

第27回定期総会で特別決議として確認した「２０２４年秋に予定される健康保険証廃止の撤回を求める団体署名」は、約３ヶ月に渡り会員組織において取り組みをしていただき、多くの団体署名を集めることができました。ご協力ありがとうございました。

11月7日（火）10：00～衆議院第一会館会議室において、厚生労働省とデジタル庁に対して団体署名を手交しましたので概要について報告いたします。

退職者連合からは、人見会長、野田事務局長および事務局が参加しました。

厚生労働省からは保険局医療介護連携政策課 竹内尚也課長、デジタル庁からは、国民向けサービスグループ 上田尚弘参事官が対応しました。

はじめに野田事務局長から、退職者連合の概要について説明を行い、人見会長から「マイナ保険証の導入が確認されたが、現行保険証廃止については高齢者が非常に不安に感じている。日本退職者連合の７月の定期総会において決議した『２０２４年秋に予定される健康保険証廃止の撤回を求める団体署名』の取り組みを進めてきた。

これは、退職者の会70万人の会員にとどまらず多くの高齢者が保険証廃止を不安に思っている。したがって、来年秋に予定されている健康保険証廃止については撤回をしていただき、不安を払拭した後に円滑な移行をしていただきたい」と要請し、団体署名を手交しました。

その後、事務局より団体署名の趣旨や取り組みの経過について説明しました。

厚生労働省竹内尚也課長からは、「マイナ保険証は、登録も本人が任意で行い取得するものとなっているので、マイナ保険証と紙ベースの保険証の両方を使用できることになっている。したがって、本人の

集約された団体署名

判断で取得をするという原則は揺るがないと考えている。
ただ、日本全体でDX化を進めていく上で、できるだけ多くの人にマイナ保険証の普及をしていきたいと考えている。
来年秋の保険証廃止については、国民の不安払拭が前提であるので、そのためにいま総点検を実施している。その後、総点検の結果を踏まえて調整していくこととなる。カードリーダー機器や紐づけの不備も承知しているが、解決のための努力をしているところである。
また、マイナ保険証を取得していない人には、現行保険証のかわりに『資格確認証』を発行することにより、現行保険証と同様の扱いとなるので問題はないと考えている。
しかし、マイナ保険証について不安に思っている人が多くいることは認識しているので、本日、受け取った団体署名については、重く受け止め対応をさせていただく」との考え方が説明されました。
デジタル庁上田尚弘参事官からは、「マイナ保険証は、任意で申請をして取得をする原則は変わっていない。さらに保険診療に不備があってはならないので、取得時には本人確認をきちんと行い支障の無いように実施していく。
様々なトラブルやデータ、端末機、高齢者等への対応などは厚生労働省と連携して進めていくこととしている。
今後は、マイナ保険証がどのように浸透いくのかがポイントであると思っているので、職場や社会においてストレスなく実施していくことを前提に考えて進めていきたい」との説明がされ、その後、意見交換を行いました。
最後に、本来なら厚生労働大臣とデジタル大臣に直接手交したかったが叶わなかったので、本日説明をした「2024年秋に予定される健康保険証廃止の撤回を求める団体署名」の取り組みとその内容について、しっかりと両大臣に伝えてもらうよう強く要請し、さらに世の中の声をしっかり聞いて進めてもらうことを付け加えて終了しました。

厚労省とデジタル庁の考え方が説明されました

こども家庭庁へ政策・制度の要請行動
10月31日（火）

人見会長から野﨑係長へ要請書手交

２０２３年度政策・制度要求の３項目の「子育ての社会化・次世代育成支援策の充実」について、こども家庭庁に対する要請を行いました。
こども家庭庁からは、成育局総務課企画調整係の野﨑光利係長他４名の各部門の担当者が対応をしました。
退連からは、人見会長、野田事務局長、大内副事務局長、宇田川副事務局長、川端常任幹事が出席しました。
冒頭、人見会長より「退職者連合は、連合のOBを中心に全国で約70万人の会員で組織されていて、年金・医療・介護を中心に取り組んでいます。
さらに子ども・子育てはこれからの日本において重要なことであると認識しています。

各担当者から現在の状況について説明がされました

こども家庭庁が創設されてから、まだ月日が経っていないが、支援策の充実について、要請をさせていただくので考え方を聞かせていただきたい」と挨拶し、野田事務局長より要請内容について説明しました。
野﨑係長から、「社会全体の中において子育ては重要であると思っている。母親が中心子育ての構造を変えるべく取り組んでいる。支援策が中心となっているが、多くが伴走型支援となっているので切れ目のない支援を進め、加速化プランとして具体的にしていくこととしている」
さらに担当者からも、保育人材の確保や質の向上、待機児童解消の環境づくりおよび、事故防止対策や指導監査の実施などについての考え方が説明され、その後に意見交換を行いました。
最後に必要な財源を確保して次世代育成支援策の充実を実施するよう要請して終了しました。

＜資料６＞

退連発 23-072 号
2024 年 2 月 13 日

産別・関連退連　各位
地方退連　　各位

日本退職者連合
会　長　人見　一夫

「地方議会に健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願について

日頃の取り組みに敬意と感謝を申し上げます。

昨年 12 月 22 日、政府は現行の健康保険証を本年 12 月 2 日に廃止し、「マイナ保険証」に一本化することを閣議決定しました。

日本退職者連は、昨年取り組んだ「2024 年秋に予定される健康保険証廃止の撤回を求める団体署名」の取り組みを踏まえて、別紙のとおり「地方議会に健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める取り組みを要請します。

不明な点等がありましたら、事務局までお問い合わせください。

日本退職者連合　事務局担当　宇田川浩一
☏　03-5295-0507
Mail　ntr@sv.rengo-net.or.jp

＜添付資料＞
① 取り組みの目的
② 請願要請の取り組み方
③ 意見書の例（見本）

以　上

「地方議会に健康保険証の存続を求める意見書」の採択を求める請願の取り組みについて

別　紙

政府は、健康保険証の新規発行をやめ、マイナンバーカードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」へ移行するために、現行の健康保険証を 2024 年 12 月 2 日に廃止することを盛り込んだ政令を閣議決定しました。

しかし、マイナンバーカードをめぐる問題が続出する中、国民の不安も何ら解消されていません。さらに「マイナ保険証」の利用率は、去年 4 月の 6.29%から 12 月の 4.29%まで低下しています。

私たちは、昨年の団体署名の取り組みに引き続き、「マイナ保険証」の取得は任意であることを明確にするとともに現行健康保険証の存続を求めて、下記の内容で地方議会において「健康保険証の存続を求める意見書」の採択に向けた取り組みをしていくこととします。

記

１．取り組みの目的

① マイナバーカードと一体化された「マイナ保険証」の取得は、申請による任意であるという原則を明確にすること。

② 国民の不安が払拭されまで、現行健康保険証を存続すること。

③ 上記内容を地方議会において「意見書」を採択し、当該議会より衆・参議長及び関係行政庁へ意見書を提出する。

２．請願要請の取り組み方

① 産別・関連団体退連および地方退連は、推薦議員または協力議員と連携して地方議会に意見書の請願を行う。

② 退職者連合本部は、2024 年通常国会において「現行健康保険証の存続」に向けた審議を行うよう友好政党に対して要請する。

３，意見書の例（見本）

① 見本を参考にして各地域の状況を踏まえて、要請の主旨が変わらない範囲での加筆・修正等をして作成してください。

以　　上

＜資料７＞

集　会　次　第

開　会

＜オープニング＞

１．「創作和太鼓」　　暁 鼓 遊（あかつきこゆう）のみなさん

＜ 式　　典＞

１．主催者代表あいさつ　　退職者連合　　会　長　人 見　一 夫

２．連合代表あいさつ　　連　合　　事務局長　清 水　秀 行

３．来賓あいさつ　　立憲民主党　　企業・団体交流委員長
大 島　敦
国民民主党　　代　表　玉 木 雄一郎
社会民主党　　党　首　福 島 みずほ

４．実行委員会構成組織団体紹介
労金協会　　常務理事　芦 川 和 人
こくみん共済 coop　常務理事　濱 田 毅 司

５．基調報告　　事務局長　野 田 那智子

６．内閣府　令和５年度「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例」表章
団体の部　長崎県「諫早ペンギンクラブ」代 表　池　田　篤
（長崎県退職者連合会長代行）

７．講　演　一般財団法人日本総合研究所会長・多摩大学学長
寺　島　実 郎
テーマ「世界の構造変化と日本の未来
～ ジェロントロジー（高齢者社会工学）とは何か ～」

８．集会アピール　　副事務局長　宇田川 浩一

９．団結がんばろう　　会　長　人 見　一 夫

閉　会

集会アピール

私たち日本退職者連合は、7 月 19 日に第 27 回定期総会を開催し、当面の運動方針と政策・制度要求を満場一致で確認・決定した。
本日、2023 全国高齢者集会を開催し、定期総会で決定した運動方針の着実な取り組みと政策・制度要求の実現に向けて全力で取り組むことを全体で確認した。

いま日本は、コロナ禍における社会・経済への制約等により、国民生活や雇用に大きな影響を与え、女性や非正規労働者など立場の弱い人々に深刻な状況をもたらしている。
また、賃金引上げや物価スライドによる年金引き上げが実施されたが、急激な物価高には追い付かず実質的な負担増となり、私たちの生活は厳しさを増している。
年金・医療・介護・子育て支援など社会保障制度を最重要課題と位置づけ、持続可能な制度に向けた見直し・転換を早急に進めていかなければならない。
地域で安心して豊かに暮らしていくために政策・制度要求の実現に向けた取り組みを強化し、中央・地方組織で進めていくこととする。
そして、男女ともに働きやすい社会を作るためにジェンダー平等の取り組みを現役世代から退職者世代全体で取り組むことが重要であり、「第 5 次男女共同参画基本計画」の実現に向けて運動を展開していくこととする。

マイナ保険証については、当初より別人の口座に誤登録されるなどトラブルが続く中、追加の再点検においてもさらに約 1,000 件のミスが発覚し、国民の健康や生命について重大な影響を及ぼす深刻な問題がさらに顕在化した。マイナ保険証の取得は申請によるものとし、現行健康保険証を 2024 年秋に廃止する措置の撤回を求め団体署名をはじめとする要請行動の取り組みを進めていく。

ロシアがウクライナへ軍事侵攻してからすでに 1 年半が経過しているが現在も継続されている。最近ではロシア軍による原発施設への攻撃や核兵器の配備などが危惧されているが、私たちは広島・長崎の被爆や福島原発事故の経験からも、核兵器の使用は絶対に認めることはできないことを強くアピールし、一日も早く戦争を終わらせるために「戦争は NO」の声を上げていく。

私たち日本退職者連合は、平和と民主主義を守り、社会の安全と安心、誰もが必要な時に必要な支援を受けることができ、生き生きと安心して暮らせる社会の実現に向けて粘り強く取り組みを継続していく。
さらに退職者連合の組織強化・拡大の取り組みを強めるとともに、関連団体の仲間および現・退一致の取り組みを進め、少子化対策から高齢者福祉まで全世代の社会保障の確立を目指していく。
全国の仲間の皆さん、誰もが人生の目標を自由に追求できる社会の実現をめざし、
ともに取り組みましょう。

2023 年9月 19 日
2023 全国高齢者集会
日 本 退 職 者 連 合

＜資料８＞

2023 年 12 月 14 日

第 212 回臨時国会閉会にあたっての談話

日本退職者連合
事務局長 野田 那智子

1. 財政の原則を無視した問題だらけの 2023 年度補正予算が成立

11 月 29 日、総額 13.2 兆円の 2023 年度補正予算が成立しました。物価高への生活支援策として、住民税非課税世帯への 7 万円の給付やエネルギー事業者への補助金延長は一定程度理解できます。しかし、その規模は総額の約 2 割で、残り 8 割は既存経費の積み増しや基金の新設・増加となっています。補正予算の前提である「特に緊要となった経費の支出」とは言い難い項目が数多く含まれ、当初の「税収増の還元」からかけ離れ、財源の 7 割を国債の追加発行で賄うなど、問題だらけの補正予算となっています。十分な国会審議が行われなかったことは財政民主主義に反するものと言わざるを得ません。

2.「政治と金」をめぐって信頼を失った政権は退場を

12 月 13 日、第 212 回臨時国会が閉会しました。終盤になって、自民党の派閥が主催する政治資金パーティー収入の一部が裏金化されていたとみられる問題が発覚、総額が 5 億円を超える規模であることが伝えられています。岸田首相は官房長官ら安倍派の 4 閣僚を交代させ、さらに政務三役や自民党役員を更迭する事態へと追い込まれています。政策決定の基盤は政治に対する信頼です。政治資金をめぐって国民の信頼を失い、支持率も最低となった現政権には退場してもらうしかありません。

３．生活を重視する政治を実現するために政権交代を

現政権が独断で決定した総額 43 兆円もの防衛費を調達する増税の開始時期は決められない状況です。また、3.6 兆円規模とされる少子化対策の財源も見通せていません。理に適った負担と給付のあり方が問われています。来る国政選挙において、連合と連携しながら、国民生活・社会保障を重視する野党の勝利で政権交代を実現させるため共に奮闘しましょう。

以上

2024 年 3 月 25 日

重要経済安保情報保護法案の審議入りにあたっての談話

日本退職者連合
事務局長 野田 那智子

１．経済安全保障上の重要情報を扱う民間企業従業員や研究者に対して、事前に調査を行う「適正評価制度」（セキュリティクリアランス）を導入する法案が国会に提出され、3 月 19 日に衆議院で審議入りしました。

２．情報漏洩に 5 年以下の拘禁刑を設ける法案は、保全対象の情報が不明確で、本人の同意を前提としているもののプライバシーの侵害につながる懸念があります。2013 年に成立した特定秘密保護法（2014 年施行）を民間に拡大するもので、監督の措置が脆弱で、国会への報告制度も適用されず、内閣に新たな情報機関が設けられる内容となっています。

３．日本退職者連合は、政府の裁量によって憲法が保障する基本的人権を侵害する法律が成立することがないように、徹底した国会審議を求めていきます。

以上

＜資料９＞

２０２３年度役員・顧問

役　職	氏　名	所　属　組　織	備　考
会　長	人　見　一　夫	全日本自治体退職者会	
副　会　長	森　嶋　正　治	情報労連ＮＴＴ労組退職者の会	
副　会　長	増　田　喜三郎	日本郵政グループ労働組合退職者の会	2023/8/31 第１回幹事会
副　会　長	北　村　典　子	全国退職女性教職員の会	
副　会　長	田　村　雅　宣	ＵＡゼンセンＩＫＩ・ＩＫＩライフクラブ	
副　会　長	大　山　勝　也	ＪＡＭ高齢者・退職者の会	
副　会　長	北　野　眞　一	連合副事務局長	2023/11/22 第２回幹事会
事務局長	野　田　那　智　子	全日本自治体退職者会	
副事務局長	岩　崎　長　久	ＪＡＭ高齢者・退職者の会	2023/11/22 第２回幹事会
副事務局長	宇田川　浩　一	日本退職教職員協議会	2023/8/31 第１回幹事会
副事務局長	大　内　孝　子	連合本部退職者の会	
常任幹事	川　端　邦　彦	全日本自治体退職者会	
常任幹事	畠　山　幸　子	日本退職教職員協議会	
常任幹事	操　谷　孝　一	日本基幹産業労働組合連合会退職者の会	
常任幹事	宮　腰　雅　仁	連合総合組織局局長	
幹　事	川　辺　優	情報労連ＮＴＴ労組退職者の会	
幹　事	高　見　恵　利　子	情報労連ＮＴＴ労組退職者の会	
幹　事	高　橋　洋　子	情報労連ＮＴＴ労組退職者の会	
幹　事	長谷川　寿	日本郵政グループ労働組合退職者の会	2023/8/31 第１回幹事会
幹　事	平　岡　良　久	日本退職教職員協議会	
幹　事	内　山　礼　子	全国退職女性教職員の会	
幹　事	小　澤　利　野	全国退職女性教職員の会	
幹　事	金　持　史　宣	自動車総連退職者会	
幹　事	鈴　木　博　文	ＵＡゼンセンＩＫＩ・ＩＫＩライフクラブ	
幹　事	玉之内　明　徳	鉄道退職者の会全国連合会	
幹　事	新　田　晃　久	林野関連退職者の会	
幹　事	奥　山　光　昭	全日本鉄道労働組合総連合会ＯＢ連絡会	
幹　事	中　山　廣	ＪＲ連合退職者連絡会	
幹　事	泉　田　和　洋	電機連合歴代役員懇談会	
幹　事	渡　辺　幸　一	私鉄総連高齢者･退職者の会全国連絡協議会	
幹　事	上　村　時　彦	全日本水道退職者協議会	2023/11/22 第２回幹事会
幹　事	大　野　弘　二	ＪＡＭ高齢者・退職者の会	

役　職	氏　名	所　属　組　織	備　考
幹　　事	畑　木　正　雄	ＪＴ関連退職者の会	
幹　　事	柴　山　好　憲	農林水産省退職者の会	
幹　　事	寒　川　泰　壽	ＮＨＫ退職者全国協議会	
幹　　事	片　倉　利　夫	全印刷局退退職者の会	
幹　　事	水　越　征　雄	一般社団法人日本セカンドライフ協会	
幹　　事	矢ヶ部　正　弘	セラミックス連合ＯＢ会	
幹　　事	松　本　惟　子	連合本部退職者の会	
幹　　事	北　岡　孝　義	総評退職者の会	
幹　　事	峯　後　樹　雄	北海道ブロック（北海道）	
幹　　事	伊　東　　博	東北ブロック（秋田）	2024/6/19 第 6 回幹事会
幹　　事	遠　藤　幸　男	関東ブロック（東京）	
幹　　事	高　橋　　勉	東海ブロック（静岡）	2023/8/31 第 1 回幹事会
幹　　事	山　田　太 郎	北陸ブロック（新潟）	2024/1/17 第 3 回幹事会
幹　　事	徳　永　秀　昭	近畿ブロック（大阪）	
幹　　事	石　橋　富二雄	中国ブロック（島根）	2024/1/17 第 3 回幹事会
幹　　事	杉　山　　勤	四国ブロック（徳島）	
幹　　事	檀　　勝　樹	九州ブロック（福岡）	
会 計 監 査	山　口　栄　子	全日本水道退職者協議会	2023/8/31 第 1 回幹事会
会 計 監 査	広　瀬　　敬	林野関連退職者の会	2023/8/31 第 1 回幹事会

産別・関連退職者連合

	組織名	略称	会長	事務局長	現職担当者	電話	FAX
1	全日本自治体退職者会	自　治　退	人見　一夫	川端　邦彦	藤森　久次	03-3262-5546	03-3263-2481
2	情報労連・NTT労組退職者の会	情報労連NTT労退	森嶋　正治	川辺　　優	後藤みゆき	03-3219-2181	03-3219-2777
3	日本郵政グループ労働組合退職者の会	JP労退退職者の会	増田喜三郎	加藤　文雄	福島　秀紀	03-5830-2520	03-5830-2484
4	日本退職教職員協議会	日　退　教	竹田　邦明	平岡　良久	福沢富美代	03-5275-2197	03-5275-2081
5	全日本自動車産業労働組合連合会退職者会	自動車総連退職者会	金子　晃浩	金持　史宣	金持　史宣	03-5447-5811	03-5447-6628
6	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	IKI・IKIライフクラブ	田村　雅宣	斗内　利夫	大谷 光洋	03-3288-3598	03-3288-7174
7	全国退職女性教職員の会	全国退女教	北村　典子	内山　礼子	菊池ゆかり	03-5275-2196	03-5275-2081
8	JR連合退職者連絡会	JR連合退	高野　富夫	中山　　廣	政所　大佑	03-3270-4590	03-3270-4429
9	電機連合歴代役員懇談会	―	福間　　勉	―	山鹿　裕治	03-3455-6911	03-3452-5406
10	基幹労連退職者の会	基幹シニア	兼子昌一郎	操谷　孝一	綱島　和彦	03-3555-0401	03-3555-0407
11	全日本鉄道労働組合総連合会OB連絡会	JR総連OB連絡会	奥山　光昭	森　　將美	伊藤　俊也	03-3491-7191	03-3491-7192
12	私鉄高齢者・退職者の会全国連絡協議会	私鉄高退協	渡辺　幸一	有川　基樹	有川　基樹	03-3473-0166	03-3447-3927
13	鉄道退職者の会全国連合会	鉄　退　連	伊藤　秀樹	玉之内明徳		080-4445-5100	03-5843-7315
14	林野関連退職者の会	林　退　会	石川　　昇	新田　晃久	山田　明裕	03-6912-0403	03-6912-0408
15	全日本水道退職者協議会	全　水　退	石井　栄一	上村　時彦	古矢　武士	03-3816-4132	03-3816-1430
16	JAM高齢者・退職者の会	JAMシニアクラブ	大山　勝也	大野　弘二	木村 拓志	03-5440-7388	03-5440-7389
17	農林水産省退職者の会	農　水　退	白須　敏朗	柴山　好憲		03-3508-4350	03-3508-4351
18	JT関連退職者の会	JT関連退	畑木　正雄	宮崎　　縣		03-3455-4302	03-3455-4301
19	NHK退職者全国協議会	N　退　協	伊藤　恭子	藤村　　寿		03-5455-5811	03-3465-1646
20	全印刷局退職者の会	全印刷退職者の会	片倉　利夫	荒川　　洋	戸口　剛	03-6435-5661	03-3568-2780
21	一般社団法人日本セカンドライフ協会	JASS	蟹沢　俊行	水越 征雄		03-3512-3580	03-3512-3585
22	セラミックス連合OB会	セラミックスOB会	矢ヶ部正弘	柳生　靖仁	堀尾　純士	052-882-4562	052-882-9960
23	連合本部退職者の会	連合OBOG会	田嶋　義明	小島　　茂		048-474-6400	048-474-6400
24	総評退職者の会	総評退職者の会	阿部　保吉	土谷　一雄		03-3251-0311	03-3253-1790

	地方退職者連合							
		組織名	略称	会長	事務局長	現職担当役員	電話	FAX
北海道	1	北海道退職者連合	道退連	峯後　樹雄	真壁　英治	山田　新吾	011-210-5104	011-272-8880
東北	2	青森県退職者連合	青森県退連	石田　隆志	泉　建吾	関　竜一	017-735-0551	017-735-0553
	3	岩手県退職者連合	岩手退連	湊　惠幸	丹野　充喜	小菅　孝広	019-625-5505	019-623-1105
	4	秋田県退職者連合	秋田県退連	芳浦　修	伊東　博	曽我　章生	018-833-0505	018-833-0506
	5	山形県退職者連合	県退連	三澤　裕	鈴木　文夫	小川　修平	023-625-0555	023-624-7661
	6	宮城県退職者連合	宮城退連	進藤　善友	大倉　克志	岸　義則	022-263-9762	022-263-9763
	7	福島県退職者連合	福島県退連	羽田　則男	伏見　吉弘	半澤　善伸	024-522-0500	024-522-0501
関東	8	群馬県退職者連合	群退連	北爪　俊男	伊原　弘充	村山　洋光	027-263-0555	027-261-0549
	9	栃木県退職者連合	栃木県退連	有野　一良	野田　政美	沼子　直美	028-650-5555	028-650-5566
	10	茨城県退職者連合	茨城県退連	関根　孝一		橋本　博行	029-231-2020	029-227-8610
	11	連合埼玉退職者協議会	埼玉シニア連合	橋詰　康昭	青木　光明	小穴真一郎	048-834-2300	048-834-2301
	12	千葉県退職者連合	千退連	大屋　哲史	大屋　哲史 （会長兼務）	滝本　明良	043-201-2022	043-201-2023
	13	東京高齢・退職者団体連合	東京高退連	遠藤　幸男	宮﨑　安基	吉岡　敦士	03-5444-0510	03-5444-0303
	14	神奈川県退職者連合	神奈川シニア連合	鈴木　武男	東谷　裕明	阿部　輝実	045-211-1133	045-201-8866
	15	山梨退職者団体連合	山梨退職者連合	遠藤　長男	中澤　千尋	大森　竜	055-228-0050	055-222-1189
東海	16	長野県退職者連合	県退連	原田　美登	善財　保	小日向　茂	026-234-1626	026-234-1349
	17	静岡県退職者連合		高橋　勉	花田　忠次	町田　義和	054-283-0105	054-288-0105
	18	連合愛知シニアクラブ		福重　元博	前野　守孝	折口　由美	052-684-0005	052-684-0010
	19	岐阜県退職者連合	岐退連	武田　康郎	川尻　敦史	別宮　理恵	058-240-4500	058-240-4506
	20	三重退職者連合	三退連	野田　穂積	夏秋　佳生	藤田　和彦	059-224-6152	059-223-3633
北陸	21	新潟県退職者連合	新潟退職者連合	山田　太郎	眞田　守	筒井　泰樹	025-281-5454	025-281-5456
	22	富山県退職者連合	富退連	双川　悦郎	高藤　林蔵	三浦　功	076-431-2525	076-431-1188
	23	石川県退職者連合	石川県退連	高　芳晴	宮本　一二	村上　睦	076-265-5505	076-263-3705
	24	福井県退職者連合		斉藤　重範	毛利　利夫	玉川　忠春	0776-27-5556	0776-27-2472
近畿	25	滋賀退職者連合	滋賀退連	増田　勝治	田中　清道	相澤三千代	077-523-0500	077-523-5600
	26	京都退職者連合	京都退連	木戸　美一	大場　光夫	西岡　歩	075-822-0050	075-822-0200
	27	奈良退職者連合	奈良退連	隅谷　正行	杉本　敏範	山根　惇	0742-25-0500	0742-27-0838
	28	和歌山退職者連合	和退連	藤田　利章	枡本　晃次	鈴木　淳	073-436-0501	073-436-5226
	29	大阪退職者連合	大阪退連	徳永　秀昭	松本　昌三	牟田　和広	06-6949-1105	06-6944-0055
	30	兵庫退職者連合	兵庫退連	松浦　典雄	横山　繁一	西田　浩樹	078-361-0505	078-371-6005
中国	31	鳥取退職者連合	鳥取退職者連合	山田　敏明	西村　一秋	寺田　真里	0857-26-6605	0857-26-6615
	32	島根退職者連合	島退連	石橋富二雄	永見　繁徳	景山　誠	0852-21-8105	0852-23-4105
	33	連合岡山退職者連合	岡山退連	森本　栄	高見　美紀	樽本　博美	086-214-0077	086-214-0091
	34	広島県退職者連合	広退連	井町　重遠	田部　信夫	徳本　博志	082-262-8755	082-262-8711
	35	山口県退職者連合		升田　正通	立野　正明	横山　崇	083-932-1123	083-932-1131
四国	36	香川県退職者連合	香退連	下河　進	田辺　和司	石川　哲也	087-835-0815	087-835-0607
	37	徳島県退職者連合	徳退連	杉山　勤	坂尾　直也	川口　誠二	0886-55-4105	0886-55-4113
	38	高知県退職者連合	高退連	國弘　昭	森川　直只	市川　稔道	0888-24-5111	0888-24-3002
	39	愛媛県退職者連合	退職者連合		東　敬介	寺田　淳泰	089-941-0500	089-947-8010
九州	40	福岡県退職者連合	福退連	檀　勝樹	藤川　七郎	豊福　明子	092-283-5529	092-283-5611
	41	佐賀県退職者連合	佐賀退連	武重信一郎	鍋田　博	東島　美香	0952-33-3705	0952-33-2805
	42	長崎県退職者連合	長退連	池田　篤	平山　繁雄	縄本　恵太	095-826-8905	095-826-8950
	43	熊本県退職者連合	熊退連	米岡　新一	蒋塚　雄二	田中　広幸	096-375-3811	096-375-3017
	44	大分県退職者団体連合	分退連	佐藤　晴男	太田　孝治	江隈　孝徳	097-535-2255	097-536-5780
	45	宮崎県退職者団体連合	宮退連	串間　弘康	中村　純忠	重黒木康惠	0985-26-4649	0985-26-4923
	46	鹿児島県退職者団体連合	鹿県退連	二牟礼正博	難波　経治	日高　実禎	099-250-5757	099-250-5570
	47	沖縄県退職者連合	沖退連	波平　剛	金城　章	石川　修治	098-866-8905	098-866-8955

政策委員会

役　職	氏　名	所　属　組　織	備　考
委　員　長	北　村　典　子	全国退職女性教職員の会	
事務局長	川　端　邦　彦	全日本自治退職者会	
委　　員	森　嶋　正　治	情報労連NTT労組退職者の会	
委　　員	増田喜三郎	日本郵政ｸﾞﾙｰﾌﾟ労働組合退職者の会	
委　　員	畠　山　幸　子	日本退職教職員協議会	
委　　員	金　持　史　宣	自動車総連退職者会	
委　　員	鈴　木　博　文	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
委　　員	玉之内明徳	鉄道退職者の会全国連合会	
委　　員	中　山　　廣	JR連合退職者連絡会	
委　　員	操　谷　孝　一	日本基幹産業労働組合連合会退職者の会	
委　　員	柴　山　好　憲	農林水産省退職者の会	
委　　員	大　野　弘　二	JAM高齢者・退職者の会	
委　　員	水　越　征　雄	一般社団法人日本セカンドライフ協会	
委　　員	松　本　惟　子	連合本部退職者の会	
委　　員	野田那智子	退職者連合	
委　　員	岩　崎　長　久	退職者連合	
委　　員	宇田川浩一	退職者連合	
委　　員	大　内　孝　子	退職者連合	

組織委員会

役　職	氏　名	所　属　組　織	備　考
委　員　長	大　山　勝　也	JAM高齢者・退職者の会	
事務局長	宇田川浩一	退職者連合	
委　　員	田　村　雅　宣	UAゼンセンIKI・IKIライフクラブ	
委　　員	川　端　邦　彦	全日本自治退職者会	
委　　員	操　谷　孝　一	日本基幹産業労働組合連合会退職者の会	
委　　員	川　辺　　優	情報労連NTT労組退職者の会	
委　　員	高　橋　洋　子	情報労連NTT労組退職者の会	
委　　員	長　谷　川　寿	日本郵政ｸﾞﾙｰﾌﾟ労働組合退職者の会	
委　　員	平　岡　良　久	日本退職教職員協議会	
委　　員	小　澤　利　野	全国退職女性教職員の会	
委　　員	新　田　晃　久	林野関連退職者の会	
委　　員	奥　山　光　昭	全日本鉄道労働組合総連合会OB連絡会	
委　　員	渡　辺　幸　一	私鉄総連高齢者・退職者の会全国連絡協議会	
委　　員	上　村　時　彦	全日本水道退職者協議会	
委　　員	寒　川　泰　壽	NHK退職者全国協議会	
委　　員	片　倉　利　夫	全印刷局退職者の会	
委　　員	宮　腰　雅　仁	連合本部	
委　　員	峯　後　樹　雄	北海道ブロック（北海道）	
委　　員	伊　東　　博	東北ブロック（秋田）	
委　　員	遠　藤　幸　男	関東ブロック（東京）	
委　　員	高　橋　　勉	東海ブロック（静岡）	
委　　員	山　田　太　郎	北陸ブロック（新潟）	
委　　員	徳　永　秀　昭	近畿ブロック（大阪）	
委　　員	石橋富二雄	中国ブロック（島根）	
委　　員	杉　山　　勤	四国ブロック（徳島）	
委　　員	檀　　勝　樹	九州ブロック（福岡）	
委　　員	野田那智子	退職者連合	
委　　員	岩　崎　長　久	退職者連合	
委　　員	大　内　孝　子	退職者連合	

ジェンダー平等委員会

役　職	氏　名	所　属　組　織	備　考
委　員　長	森　嶋　正　治	情報労連NTT労組退職者の会	
事務局長	畠　山　幸　子	日本退職教職員協議会	
委　　員	高見恵利子	情報労連NTT労組退職者の会	
委　　員	平　岡　良　久	日本退職教職員協議会	
委　　員	内　山　礼　子	全国退職女性教職員の会	
委　　員	畑　木　正　雄	JT関連退職者の会	
委　　員	矢ヶ部正弘	セラミックス連合OB会	
委　　員	北　岡　孝　義	総評退職者の会	
委　　員	野田那智子	退職者連合	
委　　員	岩　崎　長　久	退職者連合	
委　　員	宇田川浩一	退職者連合	
委　　員	大　内　孝　子	退職者連合	

２０２３年度

会計決算報告（案）
会計決算監査報告書
決算剰余金処分（案）

（別冊）

議　　案

第１号議案

２０２４年度運動方針（案）について

第２号議案

２０２４年度予算（案）について

第３号議案

２０２４年度政策・制度要求（案）について

第４号議案

第2期(2024～2025)アクションプランについて

メインスローガン

紛争を終結し平和な世界を

安心できる暮らしを若者へつなごう

サブスローガン

少子化対策から高齢者福祉まで全世代の社会保障を構築し

憲法が保障する平和的生存権を不断の努力で未来につなぎ

誰もが人生の目標を自由に追求できるジェンダー平等社会を

めざそう!

第１号議案

２０２４年度運動方針（案）について

はじめに

女性の 4 人に 1 人が「結婚したくない」、そして、「結婚できない」という男性が増えてきています。非婚化・晩婚化で社会の構図が変わりつつあります。一方、急速に高齢層の労働参入が進んでいます。65 歳以上で「都合の良い時間に働きたい」という人が 145 万人、2013 年と比べると 89 万人増えています。

75 歳以上の人口は 2000 万人を超えるなど少子高齢化が進んでいます。2050 年には 65 歳以上の一人暮らしが 1085 万世帯になり、全世帯の五分の一を占めると予想されています。今後は新たな社会保障制度が求められます。

第 213 回通常国会が 6 月末に閉会しました。前半は「2024 年度予算」、後半は「重要経済安保情報保護法」、「食料・農業・農村基本法」、「子ども・子育て支援法」、自民党派閥の裏金問題に端を発した「政治資金規正法」などが審議されました。

数の力を背景として、戦闘機をはじめとする殺傷兵器の輸出解禁、原発政策の転換など国民への十分な説明を欠いたままの閣議決定による押し切りが続きました。

円安放置による物価上昇で実質賃金が連続下落するなど生活課題も山積しています。民主的な国会運営を求め、私たちは現状を「変える勇気」を持ちたいものです。

退職者連合は産別・地方退連で組織人員の減少が続いています。「第 2 次組織拡大プラン」に基づいて、当面は 85 万人組織への拡大をめざしています。特に女性会員の拡大を求めています。組織拡大で、「影響力のある組織」、「行動力のある組織」として活動していきます。

ジェンダー平等推進については、各構成組織において委員会の設置、女性役員の配置、運動方針への明記など徐々に成果がみられます。

しかし、家父長制度が残っている私たちの世代には「無意識による思い込み」(アンコンシャス・バイアス)が根強いのも事実です。

変化は一朝一夕には起こりえませんが、女性にとって住みやすい社会は、男性にとっても住みやすい社会であり継続して取り組みを進めていきます。

衆議院の解散・総選挙、2025 年の参議院選挙が近づいています。「候補者均等法」の実践を求めるとともに、低投票率で有権者の一部の声だけが政治に反映されることのないよう、民主主義の原点に立ち、連合と連携して推薦候補の必勝に向けて取り組みます。

第２８回定期総会　運動方針
第１号議案

取り巻く情勢（案）

１．世界の動き

(1)二つの戦争

ロシアの侵攻で始まったウクライナ戦争の出口は見えず、3 年目に入りました。ウクライナ兵の死者数は 3 万 1 千人、一方、ロシア兵の死者は 5 万人を超えたといわれています。さらに、ICRC(赤十字国際委員会)は、侵攻以降、殺害されるなどして行方がわからない人たちが、ウクライナ側とロシア側あわせておよそ 2 万 3000 人にのぼると明らかにしました。

国際的な解決の枠組みが機能せず、放置されていたパレスチナでは、昨年 10 月のイスラム組織ハマスによる攻撃で始まった戦闘が泥沼化しています。イスラエルによるガザ地区への過剰反撃により、死者は3万人以上となり、終息の見通しが立っていません。

ウクライナ戦争と中東危機により国際的な物流が停滞し、資源や食料価格が高騰、世界各地で貧困と飢餓が拡大して人道的な危機に瀕しています。今こそ 2 つの戦闘の早期終結を求め、さらなる戦火の広がりを防がなければなりません。

(2)民主主義の危機、対立と分断の進行

民主主義と専制・権威・原理主義が拮抗しています。表面的には民主主義を装っていても、実質は専制的な権威によって牛耳られ、軍事政権下のように異論が封殺されている国々が多く存在しています。

世界は、宗教・民族・人種の違いなどによって、戦乱を繰り返してきましたが、その歴史を克服すべく期待された民主主義が機能せず、逆に対立と分断が進行しつつあり、富の偏在をもたらしています。

2024 年は民主主義が正念場を迎える年であり、世界の 50 ヵ国以上で大統領選や総選挙が予定され、歴史的にも前例のない規模の「選挙イヤー」となっています。インドネシア、ロシア、インド、イギリス、フランス、米国など、世界人口の約半数が投票権を行使し、その結果が国際情勢を左右するものと思われます。

民主主義の理念に立ち返り、一人ひとりが主権者としての責任を果たすことで対立と分断を凌駕しなければなりません。

(3)気候変動対策

国連の気候変動会議(COP28 ドバイにて、2023 年 11 月 30 日～12 月 13 日)では、気候変動の原因である温室効果ガス排出量の大幅削減に向け、「2030 年までに化石燃料からの脱却を目指す」ことなどを盛り込んだ合意文書が採択されました。

温暖化の原因となる化石燃料を減らすため、世界の国々は再生可能エネルギーの拡大を進めています。今年議論が始まる政府の新たなエネルギー基本計画では、再エネの拡大と有効活用が論点になります。日本においても温室効果ガスの大幅削減に向けて取り組みを強化し、持続可能な循環型社会を構築する必要があります。

2. 日本の動き

(1)「能登半島地震」と原発

2024 年元日の夕方、石川県・能登半島を震度 7 の地震が襲いました。大きな揺れは広範囲に及び、家屋の崩壊が相次ぎました。被害が大きかった珠洲、輪島、七尾市などで全壊した家屋は約1万戸、240 人以上の犠牲者がでました。退職者連合としても復興支援カンパなど可能な支援を行いましたが、政府や関係機関には引き続き万全の対応を求めます。

今回揺れた地域には、停止中の北陸電力志賀原発(石川県)や運転禁止命令が年末に解除された東京電力柏崎刈羽原発(新潟県)があり、志賀原発では使用済み核燃料プールの冷却ポンプが一時停止、一部の変圧器が故障して約 2 万リットルの油が漏れました。また、道路が寸断され、周辺住民の避難経路が確保できないことも明らかになりました。関係当局には、詳細な情報を隠さず提供し、安全対策に努めることを求めます。原発の立地および避難計画の検証は必須で、原子力に依存しない再生可能エネルギー社会をめざすべきです。

今後 30 年以内にマグニチュード 7 級の首都直下地震が南関東で起きる可能性が高いと予想され、南海トラフ地震も切迫していると指摘されています。一人ひとりが備えることの重要性を認識し、食料備蓄や住宅の安全点検、避難路の確認などに努めなければなりません。

(2) 株価は上がっても個人消費は伸びていない

日本経済を取り巻く環境は著しく変化し、日銀は 3 月 19 日に「マイナス金利政策」を解除し、17年ぶりの利上げに踏み切り、政策金利を 0.1%に引き上げる通常の金融政策へ舵を切りました。「賃金の上昇を伴う 2%物価安定目標が見通せる」ことを転換理由に挙げていましたが、物価高による実質賃金のマイナスが続いています。

一方、アメリカは物価上昇圧力継続のなかで FRB(連邦準備制度理事会)が政策金利を高位に維持しており、円ドルレートは円安基調が継続し、日本経済は外国為替に翻弄されています。かつて世界 2 位だった名目GDPは、昨年 4 位に下落しました。

(3) 裏金の真相解明と政治資金改革

2023 年秋、自民党派閥の政治資金パーティをめぐる裏金問題で、不適切な会計処理の常態化が浮き彫りとなり、80 人以上の自民党国会議員の脱法行為が明らかになりました。

今国会での政治資金規正法の改正は、きわめて中途半端で、「抜け穴」や検討事項が多く、実効性が乏しい内容になっています。政治家や政党の活動を、国民が常に監視・批判できるよう、資金の透明化を貫徹する制度改正を目指すべきです。

4 月 28 日に行われた衆議院長崎3区、島根1区、東京15区、5月26日の静岡知事選挙で退職者連合が推薦した候補者が当選を勝ち取ることができたのは、裏金問題などで自民党への逆風があったからと思われます。

(4) 辺野古新基地・代執行訴訟判決と自衛隊増強の動き

米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設を巡り、国が県に代わり防衛省の地盤改良工事の申請を承認する代執行に向けて起こした訴訟で、福岡高裁那覇支部は国を勝訴させました。地方自治法で国と自治体が「対等・協力」の関係を保障されているにも拘わらず、自治体の権限を国が奪う結果となっています。感染症や災害など重大な事態が発生した場合に、国が地方に指示できるようにする特例を盛り込んだ地方自治法の改定も今国会で成立し、自治の後退が懸念されます。

沖縄の民意は、これまでの知事選の結果や 2019 年の県民投票で 7 割以上が建設反対の意思を表示したことなどにより、明らかになっています。軟弱地盤による難工事で完成の見通しが立たず、普天間の返還もいつになるか不明で、誰のための新基地建設なのか、無責任極まる暴挙と言えます。

本土防衛の防波堤とするため沖縄本島のみならず、与那国、石垣、宮古、奄美大島などの南西諸島にミサイルを配備する自衛隊基地が増強されています。敵基地攻撃の拠点としてトマホークなどミサイルの導入も進んでいます。

さらに政府は、殺傷能力のある武器の輸出を拡大する方針で、日本にとって望ましい安全保障環境の創出につながるとしていますが、紛争当事国への間接的な武器輸出になれば紛争を助長し、憲法の平和主義を守ることはできません。

3. 社会保障の動き

(1) 2025 年度年金改正に向けて

年金制度は、今夏に財政検証の公表、来年の法案提出が予定されています。改正に向けては、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを念頭に、「短時間労働者の被用者年金保険加入抜本拡大」「基礎年金保険の拠出期間延長」「年金積立金の適切な管理・運用」など、政策・制度要求の実現をめざして取り組みます。

(2) 介護報酬の改定

2024 年度予算では介護職員の処遇改善が焦点とされ、新たに公費で 517 憶円を盛り込みました。特別養護老人ホームなどの多くのサービスでは基本報酬が上がり、介護報酬改定は全体で 1.59%の増額となりました。

しかし、訪問介護の基本報酬は引き下げられる結果となりました。介護業界では低賃金や労働負荷の重さを背景に、人材不足や他産業への人材流失が深刻です。25 年度におよそ 32 万人、40 年度に 69 万人の介護職員不足が見込まれており、賃上げにつながる措置が不可欠です。

(3) マイナ保険証の取り組み

マイナンバーカードを健康保険証として使う「マイナ保険証」への移行をめぐり、政府は現行の保険証を 12 月 2 日以降は新規発行しないと閣議決定しました。「マイナ保険証」に原則一本化するものの、取得しない人向けに「資格確認証」、「顔認証マイナカード」も併用することにしています。

「マイナ保険証」の国家公務員の利用率が、6%（4 月）と発表されました。足元の国家公務員の利用もおぼつかない状況になっています。

退職者連合は、「マイナ保険証」に対する国民の不安が払拭されるまでは、健康保険証の存続を求める自治体議会における意見書採択請願運動を展開し取り組みの強化を図りました。

(4) 少子化対策の財源確保

厚労省は、2023 年の人口動態統計で合計特殊出生率が 1.20 で、過去最低を更新したと発表しました。出生率は 2016 年から 8 年連続で低下しており、未婚化や晩婚化など様々な要因が影響しているものと思われます。

2023 年 12 月、政府は少子化対策として「こども未来戦略」を閣議決定しました。年 3.6 兆円規模の「加速化プラン」を実現するため、「子ども・子育て支援法」の改正案が国会で議論され、成立しました。児童手当の拡充、「こども誰でも通園制度」、「出生後休業支援給付」などの少子化対策財源として、医療保険料とあわせて集める「子ども・子育て支援金」制度が創設されることになりました。

負担割合について、政府は 2026 年度と 27 年度に 75 歳以上の後期高齢者で約 1 割、74 歳以下の世代で約 9 割とすることを決めました。子ども子育て対策の社会化は喫緊の課題ですが、負担と給付の関係について、関係者の率直な協議による合意形成が求められています。

また、歳出改革として社会保障費の 1 兆円規模の抑制を見込んでいることは警戒を要します。

4.ジェンダー平等の推進

(1) 男女の賃金格差

2023 年のノーベル経済学賞は、女性の労働市場への参加や男女間の賃金格差を研究した米ハーバード大学のクラウディア・ゴールディン教授が受賞しました。受賞内容は、男女間の賃金格差が生じる理由を解明しょうとした点にあります。

日本では一部の企業が組織内の男女間賃金格差が生じる理由を分析し、開示を始めました。22 年 7 月から従業員数 301 人以上の企業への男女間賃金格差の情報開示が義務付けられましたが、開示の方法については改善の余地が大きく、企業側の具体的な対策や改善につながりやすい開示規制が重要です。

岸田首相は、東京証券取引所プライム市場の上場企業で、女性役員の比率を 2030 年までに 30%以上を目指すとした「第5次男女共同参画基本計画」を一部変更し、25 年度までに 19%に引き上げ、女性役員を登用していない企業をゼロにする方針を示しました。管理職の女性比率、勤務年数の男女差などの公表は義務化されましたが、男女の賃金格差は指標になっていません。

(2)「年収の壁」

パートで働く人たちが社会保険料を負担しないよう労働時間を抑える「年収の壁」への議論が厚労省で行われています。

配偶者に扶養されている人が、パートなどの年収が 130 万円を超えて扶養から外れ、国民年金保険料で手取り収入が減少するのを避けるため、働く時間を調整している「130 万円の壁」については、2025 年に予定されている年金制度改正に向けて検討していく予定です。

(3) 政治のジェンダー平等

世界経済フォーラムは 6 月 12 日、のジェンダー・ギャップ指数を発表し、日本は 146 ヵ国中 118 位と発表しました。とりわけ政治・経済分野で後れをとっています。

初の女性国会議員が誕生した 1946 年、衆議院 466 人のうち女性は 39 人でした。直近の 2021 年衆院選は 466 人中 46 人。75 年で 7 人しか増えていません。

女性地方議員を増やすこと、その先に女性国会議員の増加や女性首相の誕生があります。2023 年 4 月の統一地方選挙では地方議会への女性進出が話題となりました。しかし、全国を見渡せば、女性ゼロの議会がまだ 200 以上もあります。 政治分野でのジェンダー平等の実現を求めていきます。

以上

２０２４年度の主要な活動（案）

Ⅰ. 社会保障制度改革に向けた取り組みについて

1. 政策・制度要求運動の更なる前進をめざして

(1) 定期総会で決定する「年度要求」の実現をめざします。通常国会に向けては提出予算案の動向も勘案しつつ、必要に応じて重点政策を「春要求」としてまとめ運動を展開します。また、緊急を要する政策課題については、随時三役会もしくは幹事会で確認・決定します。

(2) 要求実現に向けた政策関係省庁への要請及び関係政党への協力要請を行い、その結果をとりまとめて共有化をはかります。

(3) 地方退職者連合は自治体(都道府県・市区町村)、地元選出国会議員、地方議員等への要請行動を推進します。また、要求書の策定・要請行動に女性参加を求めます。

(4) 地方退職者連合は、地方自治体の関係各種審議会・委員会等への参画を推進します。

(5) 社会保障制度等の要求実現に向けて、必要に応じて大衆行動や国会請願、国会傍聴などを行います。

2. 健康保険証の存続を求める議会意見書採択運動

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024 年 12 月 2 日に現行の健康保険証を廃止することが決まりました。退連は『健康保険証廃止の撤回を求める団体署名』に取り組み、厚労省・デジタル庁へ要請しました。

引き続き運動を継続することとし、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、健康保険証の存続を求める意見書がひとつでも多くの地方議会で採択が行われるよう取り組みます。

3. 社会保障制度等に関する学習会の開催

社会保障制度をはじめジェンダー平等など、その時々の主要な課題をテーマに学習会を開催し、課題と情報の共有化をはかります。

4. 連合と連携した運動

(1) 退職者連合の要求策定に当たっては、連合との齟齬をきたさないよう、調整を行いながら進めます。

(2) 連合の政策関係会議・委員会等への出席

連合の政策委員会、福祉・社会保障小委員会、経済政策委員会、組織委員会、ジェンダー平等・多様性推進委員会に積極的に参加（オブザーバー）し関係する諸活動に参加・協力します。

(3) 大衆行動への積極参加

連合が行う政策・制度要求等の集会・大衆行動には、中央・地方を通じて積極的に参加するなど、可能な限り連携を密にして取り組みます。

5. 協力政党との連携強化

政策・制度要求実現に向けて立憲民主党、国民民主党、社民党との連携強化を務めるとともに、公明党とも必要に応じて意見交換を行います。

Ⅱ. 組織強化・拡大について

1. 組織拡大の取り組み

(1)「第2次組織拡大プラン」に基づいて組織拡大を進め 100 万会員実現をめざします。各組織の実態を踏まえつつ、当面は 85 万人を目標とします。

(2)「第2次組織拡大プラン・第1期アクションプラン」(2022～2023 年度)の取り組み状況およびアンケート結果を踏まえた「第2期アクションプラン」(2024～2025 年度)に沿って、組織拡大の取り組みを進めていきます。

(3) 産別・関連退職者連合、地方退職者連合の会員拡大に向けた、「組織強化・拡大推進委員会」(仮称)の設置を継続してきます。

(4) 定年退職後および再雇用者がスムーズに退職者組織に移行してもらうために、現役組織と連携して定年退職時期前後における加入説明等を徹底して、切れ目のない取り組みを各組織に要請します。とくに組合役員経験退職者の積極的な参画を求めていきます。

(5) 本部と中央加盟産別・関連組織および地方退職者連合と地方加盟産別・関連組織の情報交換を密にし、組織拡大に向けた連携を強化します。

(6) 連合の組織委員会に参加するとともに、定期大会、中央委員会、中央執行委員会に退職者連合の主な取り組みや活動を報告し周知します。

(7) 地方連合会の退職役職員(現職の退任役員含む)を対象とした「地方連合会役職員退職者会」の組織化を進めます。

２．組織強化のとりくみ

(1) 地域組織のない地方退職者連合については、当該地方連合会・地域協議会との連携をはかりつつ地域組織の設置を目指します。

(2) 地域組織設置済みの地方退職者連合については、多様な組織が参画できる環境整備や自治体への要請など地域個別課題の解決に向けた活動により、機能強化や組織拡大につなげていくこととします。

(3) 地方ブロック内の連携を深め、学習会やイベントなどの企画をします。また、Ｗｅｂやインターネットを有効活用した取り組みを進めます。

(4) 機関紙「ふれあい情報」の充実をはかり、活動内容の周知など会員・組織に迅速な情報提供をめざします。

(5) ＨＰの適切な更新につとめます。「共同デスク」の充実を図り、使いやすいデータサービスに努めます。

(6)「みんなの広場」「お達者だより」「茶飲み話」などを活用し、産別・関連退職者連合や地方退職者連合の特徴的な活動の紹介・交流につとめます。

(7) 地方退職者連合の機関会議等での「ふれあい情報」等の資料配布の徹底を図るよう要請します。

Ⅲ. ジェンダー平等をめざして

1. 社会的平等

(1) ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第５次男女共同参画基本計画」の実現を図り、着実に実施するよう運動の展開をはかります。

(2) 防災・危機管理対応の場に女性の視点や意見が反映されるよう、意思決定の場に女性参画拡大を推進します。

(3) 高齢者の投票環境の向上に向け、有権者が投票しやすい環境整備を求めます。具体的には期日前投票の活用やショッピングモールなど投票場所の拡充、投票所への移動支援、郵便投票の対象者拡大など、選挙権を公平公正に行使できるよう取り組みます。

(4) 旧優生保護法のもとで不妊手術や人工妊娠中絶を強制されたとして国に損害賠償を求める訴訟が続いています。被害者の多くは高齢者であり、個人の尊厳、子どもを産み育てる権利を守るとともに、現に存在する被害者の救済に向けて国(政権)に政治的決着を図ることを求めます。

2. 雇用平等

(1) 非正規雇用者の大半が女性です。男女間の賃金格差・待遇改善を求め連合と連携して取り組みます。

(2) ＬＯ111 号条約（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）の早期批准に向け、連合と連携をはかり取り組みます。

3. 運動における平等

(1) 組織内の女性枠の拡大を図り、総会や学習会等、あらゆる会議・意思決定の場等に 2025 年までに 30%の女性参画を求めます。

(2) 各産別・地方退連の運動方針に、ジェンダー平等の取り組みを明記することを進めます。

(3) 各産別・地方退連に「ジェンダー平等委員会」の設置を求めます。

(4) ジェンダー平等の課題は、現役世代から退職者世代と継続している課題であり、連合のジェンダー平等推進のための活動と連携します。

(5)「ジェンダー平等条例」制定に向けて、各産別・地方退連と連携して進めます。

4. 家庭生活における平等

(1) 固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見・固定観念、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の克服を目指し、意識の変革をはかります。

(2) 家庭内でのＤＶや暴力を含むハラスメントが増えていることから、人権を尊重する社会・環境をめざします。

(3) 女性が日常生活または社会生活を営むにあたり、性差に起因している様々な困難な問題に対し、人権が尊重され、女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現をめざすため「女性支援のための新法」が成立しました。女性支援強化・拡充に向けて取り組みを進めます。

Ⅳ. 重要課題の取り組みについて

1. 平和への取り組み

(1) 平和・核兵器廃絶を求める行動に積極的に参加します。すべての核兵器を違法とする核禁条約は 2021 年 1 月に発効しましたが、米国の「核の傘」の下にある日本は署名していません。批准した国・地域は 70 に達しました。核兵器を「持たず・作らず・持ち込ませず」という非核三原則の国是は国会決議から 53 年を迎えています。核禁条約が開く新時代を国際社会とともに歩めるよう、政府にオブザーバー参加を求めるとともに早期批准を求めます。

(2) 日本国憲法の国民主権・基本的人権の尊重・平和主義、立憲主義を守り、憲法の改正に反対します。

(3) 沖縄の基地負担の軽減と住民不安の解消は政府に課せられた課題です。また、これは沖縄だけの問題ではなく、日本の安全保障の問題と捉え、向き合って取り組むべき課題です。米軍普天間基地の即時閉鎖を求めるとともに、辺野古新基地建設に断固反対します。また、南西諸島における自衛隊新基地建設の拡大に反対します。

(4) 政府は安全保障関連 3 文書で敵の攻撃拠点をたたく「反撃能力」の保有を盛り込み、相手の攻撃を「抑止」する姿勢を前面に出しました。敵基地攻撃能力に反対し、憲法 9 条の遵守による平和維持の外交努力を政府に求めていきます。

(5) 2014 年、「武器輸出三原則」は閣議決定で「防衛装備移転三原則」に改められ、安保面で協力する国への武器輸出が認められました。昨年末、その原則と運用指針が改定され、ライセンス生産の契約国への武器輸出が可能となり、今年 3 月には共同開発する戦闘機を第三国へ輸出可能とすることも閣議決定されました。殺傷能力のある武器輸出に反対していきます。

(6) ロシアのウクライナへの侵攻は 3 年目に入りましたが未だ解決の道はついていません。ウクライナ政府によると 2 万人近い子どもがロシア側に連れ去られ、帰ってきたのは 2%ほどの 388 人にとどまっています。(2 月末時点) 一日も早い解放、外交による解決を求めます。

(7) イスラム組織ハマスとイスラエルの軍事衝突から 9 ヶ月が経ちました。イスラエル軍による熾烈な空爆や地上戦でガザでは 3 万人以上が犠牲になり、その約 70%が女性と子どもです。燃料や食糧、医薬品が不足し、深刻な人道危機に直面しているガザの人々への支援を途切らせることなく、停戦の実現を政府に求めていきます。

(8) 2021 年 2 月にミャンマー国軍がクーデターを起こして 3 年半となりました。この間、活動家への弾圧、人権侵害、徴兵制導入など、一向に事態改善の兆しは見られず、深刻度が増しています。政府に、国軍が武力で奪った権力を手放し、民主政治に戻るよう、早期回復に向けて取り組むよう求めていきます。

(9) 北方領土返還運動、尖閣列島、竹島問題等については外交を通じた平和的解決を目指し、その世論の動向を見極めながら対応をはかります。また、北朝鮮拉致被害者の早期帰還運動に引き続き取り組みます。

(10) 連合が取り組む「沖縄、広島、長崎、根室」の 4 つの平和運動に協力・参加します。

2. ジェンダー平等の取り組み

(1) ジェンダー平等条例の取り組み

1999 年 6 月、「男女共同参画社会基本法」が制定され、各地方公共団体で条例が制定されました。条例は 2024 年 4 月時点で 47 都道府県、691 市町村で制定されています。しかし、全国市町村数 1724 自治体のうち、1033 自治体は条例が制定されていません。

条例名は「男女共同参画」「男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例」などさまざまですが、「ジェンダー平等」という言葉を入れた条例が制定されるようになり、2022 年 12 月に兵庫県明石市で「ジェンダー平等条例」、2024 年 4 月に東京都品川区で「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」が制定されました。今後、全市区町村での条例制定に向けて推進していきます。

(2) 選択的夫婦別姓

選択的夫婦別姓をめぐる民法改正はいまだ実現していませんが、6 月 10 日、経団連(十倉雅和会長)が選択的夫婦別姓制度の早期導入を政府に求める提言を公表しました。経団連が公式に選択的夫婦別姓の導入を求めたのは初めてで、国際的なビジネスの場で通用せず、弊害がでていることを理由にあげています。経済発展や幸せな生き方にもかかわり、導入実現を政府に求めていきます。

(3) 女性差別撤廃条約選択議定書の批准

1979 年に国連で採択された条約は、すでに世界 189 カ国が批准し、選択議定書も 115 カ国が批准しています。しかし、日本は「検討」を続けたままで、「検討」を続ける理由は、「わが国と違う判決と違う内容が出て、補償や法改正を求められることがあり得る」としています。

批准を求める国会請願は 2001 年から 2016 年まで参議院本会議で可決されてきましたが、2017 年以降は採択保留になっています。各地方議会では批准を求める「意見書」採択の動きが加速していることから、取り組みの推進を求めます。

3. 環境問題の取り組み

(1) 気候変動・温暖化対策

2023 年 11～12 月、ドバイで国連の気候変動会議(COP28)が開催され、温室効果ガス排出量の大幅削減に向け、「2030 年までに化石燃料からの脱却を目指す」ことなどを盛り込んだ合意文書が採択されました。気候危機はすでに顕在化しており、温室効果ガスの一段の削減と気象災害による被害の支援の両面が求められます。政府に抜本的な対策を求めるとともに、日常の暮らしから発生する海洋プラスチック・マイクロプラスチックなど地球環境への負荷を減らすエコ活動に取り組みます。

(2) ＳＤＧｓの推進

ＳＤＧｓの目的は、環境破壊を止め、資源や労働力の収奪紛争や差別を止め、地球を人類が住み続けられる場所として維持することです。2015 年の国連サミットで採択された世界共通の「持続可能な開発目標」を踏まえ、化石燃料や原子力エネルギーに依存しない再生・持続可能な社会の実現を目指します。政府が脱炭素化に向けて策定する 2025 年からの次期エネルギー基本計画の改定作業の内容に注視して取り組みます。

4. 重要経済安保情報保護法

経済安全保障上の重要情報を扱う民間企業従業員や研究者を事前に調査する「適正評価(セキュリティクリアランス)制度」を導入し、漏洩に5年以下の拘禁刑を設ける法律が成立しました。修正により、情報の指定や解除、適正評価の実施状況を国会に報告し公表することが義務付けられましたが、保全対象の情報が不明確で、本人の同意を前提としているもののプライバシーの侵害につながる懸念があります。特定秘密保護法(2013成立 2014施行)を民間に拡大することになり、政府の裁量によって憲法が保障する基本的人権が侵害されることのないよう強く求めます。

5. 食料の安定供給

食料安全保障を確立するため、国内自給率(カロリーベース38%)を向上させ、地域農業を活性化することが望まれます。農業人口の減少、農業生産力の低下に歯止めがかけられていませんが、2030年に自給率45%に高めるとしています。食料・農業・農村基本法の改正によって、食料自給率の改善と食品安全保障が強化されることを求めていきます。

6. 特商法とＡＩ

2021年、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部」が改正されました。改正法は、詐欺的お試し定期購入被害への対策や、大規模消費者被害を発生させてきた販売預託の原則禁止等、消費者被害の予防・救済などが盛り込まれました。

しかし、書面交付の電子化を認めるなど、デジタル技術に慣れていない高齢者や、ＳＮＳのつながりで安易に契約する若年層の消費トラブルが懸念されています。また、人工知能(ＡＩ)による真偽の見分けのつかない新手の詐欺商法の懸念も高まっていることから、政省令・ガイドラインの改正に向けて取り組みを進めます。

ＡＩの発達・普及は翻訳や文章の要約など仕事の省力化に役立つ反面、兵器への活用や犯罪にも使われます。ＡＩによる悪用を食い止める新たな立法を政府に求めていきます。

7. 奨学金制度の拡充

中央労福協などが中心となって取り組んできた「給付型奨学金制度」実現の動きは前進していますが、まだ不十分です。そのため、退職者連合としても、中央労福協や連合と力を合わせ、取り組みを進めます。

8. 労働者自主福祉運動との連携

(1) 労働者福祉運動強化に向けて中央労福協との連携を進めます。

(2) 地域において労福協、労金、こくみん共済 coop（全労済）との連携を進めます。

Ⅴ. 行動する退職者連合の取り組み

1. 2024 全国高齢者集会は響きの森文京公会堂(シビックホール)にて開催します。

2. 地方退連における高齢者集会については、地方の状況を勘案して可能な限り開催を進めます。

3. 文化活動、行事等への参加

(1) 連合・教育文化協会が行う各種事業に参加・協力します。

(2) 内閣府主催の「2024 年エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の推薦」について、各自治体を中心に参加します。

Ⅵ. 政治の流れを変える取り組み

1. 自民党１強による政治の流れを変える取り組み

国政選挙については政権交代をめざして連合と連携して取り組みます。

とりわけ衆議院選挙、2025 年 7 月の参議院選挙に向けて取り組みの強化を図ります。

2. 地方選挙について

都道府県知事選挙、政令指定都市市長選挙で連合推薦候補を支援します。

地方退連は各自治体における地方連合の推薦候補を支援し取り組みます。

以 上

第２号議案

2024年度予算（案）

（別冊）

第3号議案

2024年度政策･制度要求（案）

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる「人間の安全保障」が完備した社会を作るために、以下の政策・制度要求を掲げて運動を推進する。

１．　社会保障機能強化のための改革とその財源確保

社会保障諸制度(年金・医療・介護等)の機能強化のために改革を進めること。それに要する財源確保のため基幹三税を軸とする適切な税負担と能力に応じた社会保険料負担とすること。

制度改革とその財源確保を円滑に進めるために納税者・被保険者と誠実に協議し、合意形成を図ること。

２．　予算編成と金融政策の健全化

（１）適正な予算編成

当初予算案の完成度を高め、補正予算案は当初予算編成時に想定出来なかった臨時的支出に限定して、具体的積算を明示すること。また、国会審議の検証を受けない巨額の予備費計上をしないこと。

（２）防衛予算の適正化

安全保障政策では専守防衛を堅持し、防衛費はＧＤＰ比で従来の水準を超えないようにし、社会保障財源からの振替を生じさせないこと。

３．　雇用改善・子ども子育て支援

（１）雇用の安定・拡大、公正労働条件の確保

① 社会保障制度の支え手である良質な雇用の安定･拡大をはかるために、公正労働条件を確保すること。

② 非正規の雇用形態で働く労働者の賃金水準を改善するため、法定最低賃金の時間単価を早急に引き上げること。

③ 多様な雇用・就業形態を貫く均等待遇原則、長時間労働是正を実現するため、法令を整備し効果的に執行すること。

④ [1]ギグ労働、[2]フリーランス等の「雇用類似の働き方」や偽装請負契約の実態を調査し、全ての就労者を保護する法制を整備すること。

⑤ 希望する高齢者が働きやすい就労環境を整えること。

⑥ 安心して働き続けられる労働者保護ルールを堅持・強化し、過労死ゼロ、ブラック企業根絶のため、法令を整備し効果的に執行すること。
⑦ あらゆるハラスメントを根絶するため、関係法制度・指針の実効ある運用を促進すること。
⑧ 喫緊の課題である就職氷河期世代の雇用問題を早期に解決するため、この世代の非正規雇用で働く人が求めている正規雇用への転換を早急に実現すること。

（２）子ども子育て政策の社会化・次世代育成支援策の充実

① 子どもの暮らしと育ちを支える施策を社会化し、体系的に整備・推進すること。財源が用意できないため実施できないという事態を招かないため、税や財政全体の見直しなど幅広い財源確保について市民・事業主など関係者と率直に協議し、合意を得て十分かつ速やかに確保すること。
② 保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。
③ 学生支援機構奨学金制度について、給付型奨学金の拡充、無利子化、所得に応じた無理のない柔軟な返済制度、返済困難者への救済措置の拡充を実現すること。

４．　年金保険制度の維持・改善

（１）[3]マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合との誠実な協議を求める。また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

（２）短時間労働者の被用者年金保険加入拡大

① 短時間労働者の被用者年金保険への加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。企業規模の要件は改正法の実施を繰り上げるとともに速やかに全面廃止すること。
また、著しい短時間労働、または低賃金で通常の被用者年金の適用が難しい者について、「事業主のみが保険料支払い、受け取る年金額は半分」という仕組みの導入を検討すること。
② とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

（３）基礎年金保険料の拠出期間の延長

基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。延長に伴い生じる基礎年金給付金増については、１／２国庫負担を堅持してその必要財源を確保すること。

（４）公的年金保険積立金の適正な管理・運用

① 公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用すること。

運用収益目標（スプレッド）を達成するため[4]ＧＰＩＦの経営委員会の機能を高めること。

② 責任投資の推進

株式運用投資では、ＣＯ２増加による異常気象災害を防止する視点からも「責任投資」の署名団体としてさらにこれを推進すること。

５．地域包括ケアネットワークの確立

（１）選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、地域包括ケアを推進すること。

（２）サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。

（３）地域共生社会施策の推進・ケアラー支援

改正社会福祉法による「重層的支援体制整備事業」を円滑かつ具体的に推進することを自治体に促し、能動的にヤングケアラーなど支援を必要としている者の早期発見・支援を進めること。

（４）人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリ・保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。そのための財政基盤を整備すること。全産業の平均を大きく下回るこれら従事者の賃金を改善するため、職種や雇用形態にかかわらず、賃

金ガイドラインを策定し、関連事業所で働く全労働者に賃金改善が及ぶ仕組みとすること。これらの社会的な処遇改善領域においては、事業主に対して賃金支払いの正確なデータ整備と報告義務化によりその執行状況を可視化すること。

６．　医療制度

（１）公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

（２）応能負担

① 医療保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。

② 現行医療保険制度の下で自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性など、本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

（３）医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護連携におくこと。また、「かかりつけ医」機能を持つ医師・医療機関の普及を促進し、医療機関の機能分化・連携を図ること。

（４）在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充をはかること。

（５）感染症対策と公衆衛生

① 今後の感染症に備えるため、９４年の地域保健法制定以降の公衆衛生行財政改革を再検証すること。その結果に基づいて中長期展望をもった体制整備をはかること。

② 公衆衛生を担う人材育成・確保をはかるとともに、現在過酷な条件下で献身している医療機関とその労働者に対して適切な支援をすること。

③ 感染拡大を防ぐため、検査体制の充実や安全性を確認したワクチンの速やかな接種をはじめ、万全の対策を尽くすこと。
④ 感染症対策を進めるにあたっては強権によることなく、必要な支援を実施することによる市民の理解と協力を基本とすること。
⑤ 感染状況や対策の情報を適時、的確に提供すること。

（６）生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

高齢期の医療においては患者が自身の尊厳をより保ち得る生活の実現を目的とした援助を重視すること。また、終末期医療においては本人の意思（リビング・ウィル）を尊重する延命措置回避や在宅看取りを支える仕組みの整備を急ぐこと。

（７）高齢者医療制度における医療費自己負担の在り方の再検討

① 2022 年 10 月から新たに設定された“ 診療段階における「自己負担２割」”の対象について、今後改定しようとするときは被保険者・医療従事者に対する十分な説明により合意を得ること。
② 「現役並み」所得がある高齢者の窓口負担や利用料の「3 割負担」の対象拡大については、今後の保険収支の状況を見通す中で被保険者と誠実に協議し、合意を得ること。
③ 入院時の食費の基準見直しは暮らしに直結する問題であり、家計の状況を見極めた上で、介護保険の基準費用額を参照すること。

7. 介護保険制度

（１）被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者は 18 歳未満を除く医療保険加入者全体に拡大すること。従来障害者総合支援法による給付を利用してきた者が介護保険に加入した場合、水準低下を起こさないよう福祉給付を維持すること。

（２）介護労働者の処遇改善

① 一部サービスにおける人員配置基準切り下げを行わないこと。
② 処遇改善加算を引き続き改善するとともに、対象サービスを拡大すること。
③ 加算については政策誘導の手段としないこと。各種加算については、事業所の取り組みを評価する内容に改めること。
④ 将来にわたり質の高い介護サービスを利用することができるよう、介

護労働者の処遇・労働環境の改善と専門性の維持・向上のため、必要な人件費をはじめとする経費の確保を行うこと。

（３）介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

① 介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、レスパイト(休養)保障施策をはじめとする家族介護支援事業を体系的に整備すること。

② 被介助者・介助者双方によるハラスメント防止に努めること。

（４）介護保険制度の応能負担

① 介護保険制度における応能負担は基本的に保険料算定段階のものとし、給付を受ける段階では低所得者に対する減免を前提に、自己負担割合に差を設けない制度とするよう検討を進めること。

② 介護保険の利用者負担

ア．医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ利用者負担割合は原則１割を維持すること。

イ．所得を反映する利用者負担が存続する間の２・３負担者の所得基準は、当事者の利用抑制を起こさない水準とすること。
サービス利用時の自己負担について、率・対象を変更しようとするときは、受給者が利用断念に陥ることのないよう、本人・家族に対する十分な説明と合意を得ること。

ウ．自己負担割合の判定根拠に金融資産を追加することが提起されているが、金融資産以外の資産保有者との不公平性、正確な資産把握実務の困難性、など本質・実務上多くの問題があるため、撤回すること。

（５）認知症対策基本法の確実な運用と社会的損賠制度の創設

① 認知症対策基本法に基づき施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し、認知症の効果的な予防対策をはじめとする諸施策を確実に実施すること。

② 認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。

③ 認知症患者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、国として事故発生時に家族に過剰な責任を負わせない損害賠償制度を整備すること。

（６）在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充をはかること。

① 医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。

② ケアマネジャーの育成・研修を充実し、適正に配置すること。

③ 在宅生活の限界を高める小規模多機能型居宅介護および、看護小規模多機能型居宅介護の設置を促進するとともに介護報酬、特に軽度サービスの報酬を改善し、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充をはかること。

④ 要介護Ⅰ、Ⅱの高齢者に対するサービスを市町村総合事業に移行しないこと。また、在宅高齢者の生活を支えている訪問介護における「身体介護」と「生活援助」を分断することなく一体的に連携するサービス体系とすること。

⑤ 2024 年度介護報酬で改定された「訪問介護の基本報酬引き下げ」は次期改定を待たず速やかに復元・改善すること。

（７）高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

① 特別養護老人ホームの整備・拡充をはかるとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善をはかること。多床室の入居者負担を増額しないこと。

② 規制改革推進会議で検討されている介護施設の職員配置基準、施設基準の切り下げは直ちに撤回すること。

③ 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充をはかること。

④ 介護老人保健施設や介護医療院の多床室は、特養と違って面積も狭く、プライバシーの保護も不十分で、入所者は自宅を維持している場合も多いことから、室料の負担を導入するにあたっては、高齢者負担の全体的見直しを検討すること。

（８）国交付金の見直し

① 介護保険に関する国負担分の 25％は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。

② 保険者機能強化推進交付金を要介護認定や保険給付の意図的抑制に結び付けないこと。調整交付金とは別枠での財源措置を堅持すること。

（9）介護保険部会による見直し提案事項

介護保険部会等で議論され、結論が先送りになった次の事項は撤回すること。

①「現役並み所得」「一定以上所得」の負担増
②「補足給付」見直し
③ ケアマネジメント利用者負担
④ 軽度者へのサービスの総合事業化

(10) 企画・運営への高齢者団体の参画推進

介護保険の制度検討や事業計画の策定とその執行にあたっては、被保険者の代表が参画し決定する体制を確立すること。

8． 貧困・低所得者対策

（1）生活を直撃する物価高騰対策

① 物価高騰への緊急対策として、低賃金労働者、低年金者、要介護世帯、子育て世帯、生活保護世帯、勤労学生などへのきめ細かな現金給付を中心とした支援を実施すること。また、便乗値上げの監視を強化すること。
② 健康で文化的な生活を保障するための育児・教育、住宅、医療などに関わる公的な給付の充実を図ること。

（2）生活保護

① 生活保護基準は、憲法第 25 条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、全国消費実態調査を口実にして受給者の生活を直撃する切り下げはしないこと。
② 適用申請に対して違法に制約を加えることの無いよう全ての実施機関に周知徹底を図ること。

（3）自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法にもとづき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

（４）低所得高齢単身女性問題に関する要求実現

① 低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、速やかに法的措置を講じ、体系的・計画的施策を進めること。

② 低年金者等の生活支援のため、年金生活者支援給付金の確実な支給を行うこと。

③「男性稼ぎ主」モデルを前提とした第 3 号被保険者制度や、遺族厚生年金を社会状況の変化に合わせて見直しをはかること。

④ 高齢者の孤独・孤立対策の窓口である各市町村の社会福祉協議会の充実強化を図るとともに、ＮＰＯはじめその他支援団体と有機的な連携を確立すること。

⑤ 高齢女性に対して、郵便投票や送迎の検討など投票環境の整備に取り組むこと。

（５）積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

（６）「フードバンク」と「こども食堂」への支援

「フードバンク」と「こども食堂」の設置状況について、都道府県・市区町村ごとに調査し、行政として財政的運営支援を行うこと。

９．温暖化防止・気候変動対策とエネルギー政策

（１）温暖化防止・気候変動対策

① 政府の国際公約「2050 年[5]カーボンニュートラル宣言」(2020 年)を達成するため、国際連帯のもと速やかに抜本的な気候変動対策を実施すること。

② 温室効果ガスの発生を抑制するために、再生可能エネルギーを軸とする電源開発・送配電システムの整備をはかること。また、産業・市民生活の全領域で省エネ化とＣＯ２排出削減を進めるため、技術開発を含めた 支援施策・情報提供を実施すること。

（２）原発事故の完全処理と原子力エネルギーに依存しない社会の実現

① 処理水対策を含め福島原発事故の完全収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。福島原発[6]ＡＬＰＳ処理水の海洋投棄は、海洋環境を汚染し、生物生命に影響を与えるとの懸念が払拭されてお

らず、風評被害や中国との貿易摩擦の要因となっていることから、さらなる汚染水処理の技術精度向上に取り組むとともに、外交努力・対話を積極化するなど、不安解消に取り組むこと。

② 原子力・化石燃料に代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提とし、地元の理解や国民的合意を欠いた原子力発電所の新増設や運転期間の延長は行わないこと。最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざすこと。

１０．地域公共交通を軸とする移動保障の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

（１）国・自治体が一体となった取り組みの推進

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、街づくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

（２）バリアフリーへの取り組み

高齢者・障がいのある人などの移動を円滑にするバリアフリー施策を加速すること。

（３）道路交通環境の改善

バスなどの道路交通環境改善について、バス専用・優先レーンの設置、公共交通車両優先システムによる改善をさらに進めること。また、安全輸送を確保するためバスベイ・停留所・自転車レーンの整備をはかること。

（４）地域事情等により移動手段に困る高齢者への支援

事故防止の観点から運転免許証を返納した者も含め、過疎化や地域事情・家庭事情等により、高齢者が社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき必要な移動手段を整えること。

１１．社会保障関連審議会等への参画推進

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、退職者連合の推薦する者を社会保障審議会等の委員に選任すること。

１２．社会保障としての住宅

（１）すまいの保障―住宅困窮者の社会的解消

人々が適切な価格・広さ・場所の住宅を得られる施策体系とすること。特に、低所得高齢者の安心な住まいの確保のため関係法・制度を総合して、地域共生社会・地域包括ケアネットワークの軸になる安心して暮らせる居住の場を社会的に整備、充実すること。

① 新住宅セーフティネット法に基づく、「高齢者・障害者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録」の拡大、「バリアフリー化のためなどの登録住宅改修・入居者への経済的支援」、「要配慮者居住支援」について実施状況を分析の上、周知と事業充実をはかること。

② 公営住宅について需要調査にもとづき増設し、「身元保証人」廃止に向けて各自治体の条例改正を進めること。

③ 単身高齢者がしばしば困難に直面する入院・入居・居住継続時の身元保証等について、地域居住支援事業・居住支援協議会・地域支援事業・身元保証等高齢者サポートサービスの活用など、当事者本位で相談・支援・情報提供の施策を推進すること。

（２）“過剰住宅”“老朽時対策を欠く住宅”を生まない住宅政策

市場主導で進行している「人口動向と整合しない過剰な住宅建設」を生じない都市計画とすること。市民の納得を得ながら、農緑地の虫食い的開発、人口減少による空き家・空地の増加など都市のスポンジ化を是正してコンパクトシティ化をはかること。

１３．税　制

（１）個人所得税

① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間は金融所得の税率を引き上げること。

② 人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。
年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。

③ 請負名目のギグ労働について、給与所得に準ずる控除を検討すること。

（２）法人税

① 国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。

② デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止する税制を整備し、公正に課税すること。

（３）消費税

① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、不公平税制を是正した所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。

② 消費税にかかわる低所得階層対策は、軽減税率を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

（４）国際連帯税

途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる国際連帯税として金融取引税（ＦＴＴ）の導入について検討すること。

（５）地方税

居住自治体納税の原則を崩す「ふるさと納税」は近い将来の廃止を目指しつつ当面、地域振興とは無縁な返礼品競争などの歪みを正す税制とすること。

１４．ジェンダー平等

（１）「第５次男女共同参画基本計画」の実施、社会制度・慣行の見直し

① ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法にもとづく「第５次男女共同参画基本計画」を地域で着実に実施し、社会制度・慣行の見直しを推進すること。

② 学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。

③ 政策・方針など意思決定の場に女性の参画を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

④ 家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。

⑤ 女性の非正規雇用の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、就労女性の待遇改善と正規雇用化への対応をはかること。

（２）女性の社会的尊厳の確立に向けた施策推進

① ＤＶや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのために「[7]ＩＬＯ第１９０号条約」の批准を進めること。

② 一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期実現すること。

（３）「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准

女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」を早期批准すること。

（４）「[8]ＩＬＯ第１１１号条約」の早期批准

国内法を整備し、「ＩＬＯ第１１１号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）」を早期批准すること。

１５．「食」の安心・安全・安定、持続可能な農業と支える地域の活性化

① 安心・安全で安定的な食料を確保（食料安全保障の確立）するため、貿易に過度に依存することなく、食料自給率の向上と生産基盤である地域農業の活性化を図ること。また、新たな食料・農業・農村基本法による施策の具体化にあたっては、以下の点を踏まえること。

ア．生産者・消費者に理解と納得が得られる「農畜産物の適正価格」となるよう努めること。

イ．環境保全はもとより、生産者の所得確保に配慮した直接支払い制度とすること。

ウ．食品アクセスの充実・強化にあたっては、社会問題化している食の格差・貧困対策はもとより、買い物困難地域などにも配慮すること。また、フードロスの解消を図ること。

② 国際的自由化が進展する中で、輸出入農畜水産物の安全基準の明確化と国民に対する透明性を確保すること。

③ 改正種苗法の施行にあたっては、地域の特性を踏まえた国内の研究 開発を引き続き維持するとともに、生産者の自家増殖（作付けする種子を自らが採取し利用すること）の維持および負担の軽減（自家増殖を一定

制限することにより、購入するケースが増え負担増が懸念されるため）をはかること。

１６．デジタル化政策

① 内容が未熟なまま拙速に成立したデジタル化一括法は、個人情報保護の形骸化、地方自治の形骸化など多くの懸念要素を含んでいることに加え、高齢者等の利活用基盤が欠如している。[9]ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）に関する先進諸国の例を参考に、慎重な運用を行うこと。

② マイナンバーカードの取得は本人の選択に基づくという原則を順守すること。

③ マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を存続させること。

１７．[10]不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

以　上

〈 注 〉

[1]ギグ労働

雇用関係を結ばない単発・短時間の働き方のこと。(Gig は音楽用語で、ライブハウスなどでのバンドの合奏のことを指すため「単発の」という意味)

[2]フリーランス

雇用契約ではなく、業務委託契約を結び、個人で仕事を請け負う働き方のこと。

[3]マクロ経済スライド

年金額は、賃金や物価の上昇を考慮するほか、年金を支える現役人口や平均寿命の伸びを年金額に反映する仕組み。2004 年に導入され今年の発動は 5 回目。

※スライド調整率＝年金被保険者総数の変動率＋平均余命の伸び率

[4]ＧＰＩＦ

Government Pension Investment Fund の略で、「年金積立金管理運用独立行政法人」のこと。年金保険料から集められた公的年金積立金を厚労大臣の預託により、信託銀行や投資顧問会社など通して運用している。

[5]カーボンニュートラル宣言

日本が 2050 年までに「温室効果ガス」の「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを目標とした。(2020 年 10 月、菅首相の所信表明演説)

[6]ＡＬＰＳ処理水

福島第一原発の建屋内で放射性物質に汚染された水を、多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System) などを使いトリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで浄化処理した水。

[7]ＩＬＯ第１９０号条約

2019 年 6 月、ＩＬＯ総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」。包括的にハラスメントを禁止し、暴力とハラスメントの定義、対象者の範囲、具体的な対策、禁止規定、使用者が講じる措置などを規定している。

[8]ＩＬＯ第１１１号条約

1958 年にＩＬＯ総会で採択された「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」。雇用・職業上の差別待遇を受けない権利を保障している。

[9]ＤＸ（デジタル トランスフォーメーション）

企業がビジネス環境の変化に対応するため、デジタル技術を活用し、業務・組織・企業文化を変革し、自社の競争力を高めること。

[10]不招請勧誘・販売

契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対して訪問や電話をかけて、勧誘する販売行為のこと。

第 4 号議案

＜第 2 次組織拡大プラン＞

第２期（2024～25 年度）アクションプラン（案）

このアクションプランは、退職者連合の第 2 次組織拡大プラン（2022 年～2029 年度）の第 2 期（2024～2025 年度）の 2 年間を対象として、具体的な活動の指針を示すものです。

各産別・関連組織、都道府県組織は、「第 1 期アクションプラン（2022～23 年度）」の取り組みを組織ごとに総括をして、この指針を参考に組織拡大を進めてください。

1. 第 1 期アクションプランの取り組みについて

（1）各組織に対して実施したアンケート結果のポイント

①コロナ禍での取り組みであったため、非常に苦労して工夫しながら取り組んでいる。

②総体的には、アクションプランを参考に各組織の実態に合わせて取り組みを進めているが、現役組合員の減少や定年年齢の延長、再雇用制度の導入などにより、会員数の減少傾向が続いている。

③また、地方では企業や労働組合の統廃合によって、対象人員が減っているところも少なくない。

④産別・関連組織では、組織強化委員会（仮称）未設置 8 割、現役組織の会議未出席 2 割、単組への組織拡大方針の未共有 3 割となっている。

⑤地方組織では、未加盟組織の洗い出しとアプローチができていない 5～6 割、地方連合会や産別と連携ができていない 5 割、現役組織の会議出席及び取り組みの報告ができていない 2 割となっている。

⑥各組織における課題を総括して、今後の組織拡大の取り組みに反映していくことが肝要といえる。

（2）第 2 期アクションプランに向けて

第 1 期アクションプランに沿って取り組んできた中で、関係部門との連携やつながりが構築されてきています。そのことによって、会員拡大の実績につながっているといえます。

したがって、これまでの取り組みを継続・充実させるとともにアンケート結果およびその総括を基に「第 1 期アクションプラン」を補強する内容で「第 2 期（2024～25 年度）アクションプラン」を組み立てていくこととします。

2. 合意形成

各組織単位における大会や総会で組織拡大の基本方針を決定し、今後の取り組みについて合意形成をはかります。

3. 退職者連合本部の取り組み

(1) 2 年ごとに組織拡大に向けた取り組みの結果を総括し、次期の「アクションプラン」を策定します。

(2) 連合本部との協議の推進

連合本部との協議を密接に行い、組織の加盟拡大に向け一体で取り組みます。

また、連合構成組織に対して、退職者連合活動内容および組織拡大に向けた連携強化を目指します。

(3) 経験交流の機会の設置

各組織の組織拡大の経験を交流する機会を設けます。また、ホームページや機関紙を活用し、各組織の経験交流や好事例の共有につとめます。

4. 産別・関連組織の取り組み

(1) 組織強化委員会の設置

①各産別・関連組織は、組織強化委員会(仮称)を設置します。

②組織強化委員会の 設置にあたっては、実効ある活動が行えるよう、「構成メンバー や役職」「実務責任者」「開催の時期・回数」などを明確化します。

③組織強化委員会では、「組織拡大の目標」「年次プランの作成」「具体的な対象と方法」「対象別の目標・担当者」「広報手段」などを検討し、具体的行動につなげていきます。

(2) 現役組織との連携・協議の推進

退職者組織の創設や会員拡大などの活動は、現役組織の協力の程度によって大きく変ってきます。以下のような取り組みにより連携を強化します。

①組織強化・拡大推進委員会(仮称)などの設置

現役組織との間に組織強化・拡大推進委員会などを設置し、可能な限り協働で退職者の組織拡大を企画・推進します。

②現役の公式会議への参加の促進

現役組織の大会や中央委員会に積極的に参加し、できれば挨拶の機会を得る など現役との連携を強化します。

③現役の広報手段の活用

現役組織の機関誌(紙)、ホームページなどに退職者組織の活動を紹介する記事、ページを掲載できるよう、現役組織との協議を進めます。

さらに職場組合員への周知・徹底を強化していきます。

(3) 単組退職者組織への働きかけと、組織拡大方針の徹底

①産別組織の活動としては、組織拡大方針の単組退職者組織への徹底が最大の眼目になります。このアクションプランを基に各組織の実態に即した組織拡大方針を共有・徹底します。

②産別として単組退職者組織と連携して組織拡大に取り組みます。

(4) 定年延長への対応

①高齢者雇用安定法の改正により、65 歳までの雇用が義務付けられ、70 歳までが努力義務となりました。これにともない、今後、再雇用時期～70 歳の方があらたに「現役か退職者か」のグレーゾーンとなることが想定されます。

また、公務員については 2031 年までに定年が 65 歳に引き上げられます。

したがって、この年代の組織的な帰属関係について現役組織と協議を進め、組合員から退職者会へのスムーズな移行を促進します。

②上記の取り組みを踏まえて、定年退職時期～再雇用時期～再雇用終了時期における継続したアプローチを取り組みます。

5. 地方組織の取り組み

(1) 組織対象となりうる未加盟組織の洗い出しとアプローチ

①産別組織が退職者連合に加盟していても地域の退職者連合に加盟していない単組やその支部」「退職者連合に未加盟の単組退職者会」などについて洗い出しを行います。

②組織拡大の対象となる組織に対して、地方連合会と産別組織で連携して組織拡大のアプローチをします。

(2) 会員拡大の目標設定

可能な組織は、組織拡大の目標設定を行います。

(3) 現役組織(各県連合)との連携・協議の推進

①現役組織の機関会議への参加の促進

現役組織の大会や委員会などに積極的に参加し、できれば挨拶の機会や意見交換を行うなど現役との連携を強化します。

②現役機関の広報への協力要請

現役組織の機関誌(紙)、ホームページなどに退職者組織の活動を紹介する記事、ページを掲載できるよう、現役組織との協議を進めます。

また、できる限り職場組合員まで共有・徹底できるよう取り組みを進めます。

以 上

第 4 号議案　付属資料（第 26 回定期総会第 5 号議案）

日本退職者連合 第 2 次組織拡大プラン

Ⅰ　まえがき・・高齢者を取りまく環境

１．進む少子高齢化

我が国は世界で例を見ない速さで少子高齢化が進んでいます。2020 年で人口は 1 億 2,571 万人、28.8％（3,619 万人）が 65 歳以上の高齢者です。男女比率は３対４。少子化により総人口は長期の減少過程に入っています。2053 年には 1 億人を割り、2065 年には 9,000 万人を切ると推計されています。

２．深刻化する社会問題

このような中でさまざまな社会問題が発生し、深刻化してきています。経済成長の低迷、地方都市の過疎化・消滅、様々な分野での人手不足、社会保障制度維持の困難化、財政の悪化、社会の活力の低下などいろいろあります。

一例を取ると年金問題。支えられる高齢者に対し支える現役の割合がどんどん減少しているため、マクロ経済スライドが発動されて給付水準は低下しています。派遣法の改悪によって生み出された大量の非正規社員の問題がこれに輪をかけています。年金を受け取る側の低所得もそのうち問題が表面化してきます。現に生活保護を受ける高齢者が増えています。社会保障を取り巻く問題は、現役と退職者との政策の乖離も生んでくるでしょう。

一人暮らしの高齢者が年々増加しています。高齢者がいる所帯は全所帯の約半数ですが、そのうち 4 分の 1 強が独居所帯です。女性が断然多く男性の 2 倍以上です。比較的経済的には不安がない人が存在する一方、住まいが持ち家でない人や高齢単身女性には生活に不安を抱えている人が多くいます。一人暮らしの高齢者の問題は、認知症によるトラブルや買い物難民、孤独死といったものが表面化しています。人との会話・交流が一般的に少なく、コロナ禍がそれを増幅しています。一般的に社会との接触が多い人ほど、健康と長寿を享受することができます。

３．増える高齢者の就労

高齢者雇用安定法の改正（2012 年）により 65 歳までの雇用が義務化され、継続雇用制度を中心に雇用延長が図られていますが、2025 年 4 月にはすべての企業に適用されます。また、2021 年には新たに 66 歳から 70 歳までの雇用確保が努力義務とされました。

公務員の定年延長は、国家公務員法が改正され（2021 年）、2023 年度から、2 年に 1 歳ずつ 65 歳まで定年年齢が引き上げられます（2031 年完了）。地方公務員もこれに準じます。

2021 年の高齢社会白書によると、高齢者の就業率は 60～64 歳で 71.0%、65～69 歳で 49.6%、70～74 歳で 32.5%になっています。いずれも 10 年前に比べると 10 ポイント以上高くなっています。日本の高齢者の就労意欲は欧米に比較すると際立っています。なお、男女別にみると、65 歳以上では男性の就業率が女性より 20%以上高くなっています。

４．社会保障の削減

社会保障制度は、毎年のように法改定で負担増や給付の削減がなされています。2021 年には医療保険の後期高齢者（75 歳以上）の窓口負担が、年収 200 万円以上の人について１割から２割へ引き上げられました（実施は 22 年 10 月以降）。

介護保険については、私たちは被保険者を医療保険加入者全体に拡大することを求めています。課題とはされているものの現時点で実現の見通しはたっていません。

Ⅱ　退職者連合の役割と組織拡大の必要性

１．社会的影響力の強化

退職者連合は、1991 年に連合の主導のもとに結成され、高齢者・退職者の健康で生きがいの持てる社会の構築と、平和で充実した福祉社会の実現を目的としています。24 の産別・関連団体の退職者組織からなる本部は、社会保障制度の確立を中心とする政策活動に精力的に取り組んでいます。政党や省庁に対する要請を直接面談で年 2 回以上実施し、国会において院内集会を開催するなど独自の政策を要求しています。ジェンダー平等社会を目指す要求も別個に作成し並行して要求しています。また、敬老の日には全国から会員が参集し、集会後のデモを含めて活動の盛り上げを図っています。平和と社会正義をめざす活動も時宜に応じたテーマを取り上げ展開しています。

地方退連においても交流を主体とした行事とともに、自治体への政策要請を行っています。昨年度は全国の 34 道府県を筆頭に自治体や議員を含め実に 411 件の申し入れを行い、回答を受けています。また、労金・全労済などの労働福祉団体との協働によるライフサポート活動を多角的に実施しています。

これらの活動の目的をより有効にするためには、退職者連合は格段に強力な社会的影響力をもたなければなりません。そのためにはなんといっても組織を拡大することが基本となります。同時に、退職者連合のみならず、産別・関連組織、地方組織の存立基盤や財政基盤の確保のためにも組織拡大が必要であることは言うまでもありません。この組織拡大プランはこのようなニーズにもとづき作成するものです。

２．高齢者・退職者の絆・つながりの拡大

高齢者・退職者の不安がこれまでになく高まっています。経済的な問題、健康や医療に関する不安、仕事上の悩み、子供や孫をはじめとする近親者の問題など様々な不安があり、コロナウィルスの感染拡大がこの不安を格段にあおっています。人との接触、交流が今ほど求められている時はありません。退職者組織は、親睦・交流、福祉共済、生活相談、社会貢献などの活動により、これらの不安や悩みを軽減・解消するとともに、生きがいや楽しみを感ずる機会を提供しています。退職者連合は、産別などやその地方組織の活動を連携して強化しています。

Ⅲ　第 1 次組織拡大プランの総括

退職者連合は、2012 年 7 月の第 16 回定期総会で「組織拡大・強化アクションプラン」を決定し、組織強化に乗り出しました。当時の会員数は、中央退職者組織加盟者が 66 万名強、地方直加盟者が 11 万名弱で約 77 万名が会員総数でした。アクションプランは 9 か年建てで 9 年間の長期目標は 300 万人とし、最初の 3 年間の中期目標は 100 万人とされました。アクションプランは第 3 次までは 2 年ごとに作られ、最後の第 4 次は 3 年間とされ、2021 年 6 月に終了しました。このプランに基づく活動により中央組織会員は 2016 年には 68 万人半ばに増えましたが、以後減少過程に入りました。2020 年の組織実態調査では、中央組織 644,708 名、地方直加盟 50,576 名の総数 695,284 名であり約 7 万名の減員に終わりました。

多くの組織の懸命な努力にもかかわらずこのような結果になったのは、以下のような原因が考えられます。

①会員の高齢化により自然減が増えた。
②企業の雇用延長（定年延長を含む）をはじめとするいくつかの要因により、会員の対象者が減少してきた。
③雇用延長制度により離職者へのアクセスが難しくなった。
④新規の産別退連の取り込みが少なかった。
⑤地方の直加盟組合の獲得が減少した。

Ⅳ　新たな組織拡大の目標

１．長期目標

100 万人会員

２．中期目標（4 年間で達成）

85 万人会員

３．組織拡大プランの期間

2022 年度の始めより 2029 年度の終了までの 8 年間とし、前期と後期の 4 年間ずつに分割します。

Ⅴ　組織拡大の推進体制

１．アクションプランの設定

組織拡大は、2022 年度を始期とし、2 年ごとに作成するアクションプランの下に遂行します。各年次のアクションプランは、組織拡大目標を明示するとともに、各組織単位が実施すべき活動を提示します。

２．組織単位別の目標設定と検証

退連および地方退連の目標は、それぞれの構成組織が申請する拡大目標を積み上げた数字を基礎に調整し、決定します。また、年度ごとに組織拡大の成果を検証します。

３．組織単位別の推進体制の確立

各組織単位は、組織強化委員会を設置し、必要な人材、財源等の確保も含め、具体的な活動を計画的に、全力を挙げて推進します。

４．現役組織との協力関係の強化

可能であれば現役との間に「組織強化・拡大推進委員会」（仮称）を設置し、組織拡大の目標および対象を共有し、協働して拡大活動を推進します。

Ⅵ　組織拡大を有効にする活動の強化

１．政策活動の強化とアピール

組織拡大をより有効にするためには、退職者連合の存在と果たしている役割を広く世間に知ってもらうことが重要です。一般の高齢者、退職者が退職者連合に求めるものは政策活動とその成果です。より一層活動を強化するとともに外に向かってアピールすることを、中央においても地方においても積極的に推進します。

２．地方退連の存在のアピール

地方の活動は、住民により身近で、中央に比較してマスコミに取り上げられるチャンスが大きいのが実態です。政策の自治体への要請やハイキングなどの交流行事を強化するとともに、ライフサポートセンターなどの福祉活動や社会貢献活動を幅広く展開するよう努めます。

３．審議会等への進出

政策集団としての退職者連合の存在意義をより大きく発揮するためには、高齢者に関する政府、自治体の審議会等に進出することが重要です。中央、地方における活動目標にして努力を傾注します。

Ⅶ　その他の課題の検討

女性会員の拡大や直加盟の会員の多い産業の中央への取り込み方など、課題については今後とも検討を行います。

以　上

総 会 宣 言 （案）

（別 紙）